

1 活力のある産業を育て雇用をつくるまち

(産業経済部門)

農林水産業や商工業などの既存産業と観光とのネットワーク化を進め、活力のある産業を創造するまちを目指します。

【担当部】 ・ 産業経済部

1 農林業の振興

主要施策	目標数	事業数
① 儲かる農業の推進	2	5
② 農地の利活用と集落ぐるみでの地域農業の推進	2	5
③ 畜産経営の安定化と地域農業との連携		1
④ 儲かる林業の推進	2	4

2 水産業の振興

主要施策	目標数	事業数
① 地元漁船の存続	2	3
② 担い手確保対策	1	3
③ 浜田漁港工リアの活性化	1	4
④ 販路拡大対策	1	3
⑤ 漁業資源確保対策	2	2
⑥ 漁港・海岸施設の老朽化対策	2	2

3 商工業の振興

主要施策	目標数	事業数
① 製造業の振興		1
② 商業・サービス業の振興	1	3
③ 産業を支える人材育成		2
④ 創業・起業への支援と事業承継	1	2

4 国際貿易港浜田港など港湾を活用した産業振興

主要施策	目標数	事業数
① 港湾整備の推進による物流機能の強化	1	3
② 港の利用促進と取扱貨物量の増加	1	2
③ クルーズ客船等の誘致促進	1	2

5 観光・交流の推進

主要施策	目標数	事業数
① 「お宝観光資源」を活用した観光商品化と石見神楽の振興	2	6
② 観光客の受入体制の整備と滞在型観光の推進	1	4
③ イベント等の開催や合宿等の誘致	1	3
④ 地域間交流、国際交流の推進		2

6 企業立地による雇用の推進

主要施策	目標数	事業数
① 企業立地の推進	1	4
② 若者やU・Iターン者等の雇用の促進	1	2

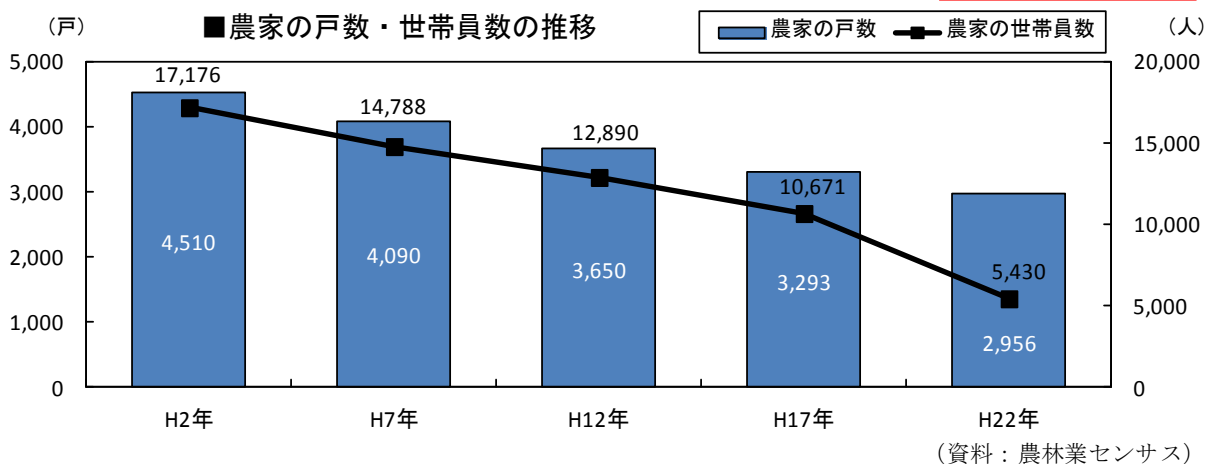
合計 26 68

1 農林業の振興

(1) 現状と課題

- 農業・農村においては、農業者の高齢化や担い手不足、米価など農産物価格の低迷により、優良な農地が利活用されず、耕作放棄地が拡大する傾向にあり、農地や水路、農道などの保全管理が困難な状況に直面しています。さらに、農業が最も大きな影響を受けると予想されるTPP交渉については、国や県と連携し、地方の実態を考慮した実効性のある具体的な対策の取り組みが必要です。一方、消費者や食品産業界からは、**安全・安心で新鮮な**農産物や多彩で高品質な食品へのニーズが高まっており、地域が共同で農地を守る体制づくりと、中山間地域の特性を活かした生産から加工、販売に至るまでの戦略的な取り組みが必要です。
- 林業においては、長期にわたる材価の低迷、森林所有者の高齢化や不在化による山離れが深刻な状況の中、「伐って使って、植えて育てる」循環型林業の確立に向け、儲かる林業ビジネスモデルの構築を**引き続き推進します**。また、木質バイオマス発電など木質チップなどの木材需要の増加が見込まれており、木材の利用拡大と安定供給に向けた体制づくりとともに、森林が本来持っている地球温暖化や土砂災害の防止機能を最大限に発揮**する**ため、健全な森林の整備・育成を行う必要があります。

グラフ追加



(2) 基本方針

- **農村の活性化と農業・農村の多面的機能の維持のため**、地域の特性を活かした農業に取り組むとともに、農業を核とした地域活性化を図るため、浜田の顔となる農産物の振興と農家所得の向上を目指し、10年先を見越した儲かる農業の確立を推進します。
- **儲かる林業ビジネスモデルの構築を引き続き推進するとともに、健全な森林の整備・育成を行います。**

(3) 主要施策

① 儲かる農業の推進

ピオーネなどの大粒ぶどう、赤梨、西条柿を本市の顔となる振興作物とし、地域にあった組合せ作物づくりを推奨しながら、意欲ある農業者の育成と新規就農者の確保に努め、担い手への農地集積や大規模農業団地の整備による安定した農業経営と農家所得の向上を目指します。

また、振興作物を核とした農商工連携を通じて付加価値のある商品開発や農産品のブランド化等を推進するとともに、販路開拓に向けた情報発信や産直活動を促進し、農産物の生産・加工・販売までを行う6次産業化を進め、産直市の販売額アップに努めます。

さらに、安全で安心な食を提供するため、有機農業等の環境に配慮した農業の推進と食の正しい知識を学ぶ食育の展開により、地産地消の推進に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 農地中間管理事業
- 農林水産振興がんばる地域応援総合事業
- 元気な浜田農産物振興プロジェクト事業
- ふるさと農業研修生育成事業
- 中山間地域総合整備事業（浜田東部）

目標	現状値	目標値	目標の説明
振興作物農業産出額の増加	平成26年度	平成33年度	振興作物（大粒ぶどう、赤梨、西条柿、組合せ作物）の農業産出額
	〇〇千円	〇〇千円	
新規就農者の新規認定数の増加	平成26年度	平成33年度	就農計画が新たに認定された農業経営体数
	3経営体	毎年1経営体	

※ 振興作物の組合せ作物を選定中。

② 農地の利活用と集落ぐるみでの地域農業の推進

農業・農村は、農地の保全だけでなく、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、その維持のため、地域の特性を活かした農業を振興し、農業を核とした地域の活性化に努めます。

また、農業・農村の活性化のため、中心的な担い手である認定農業者、集落営農組織、農業サポート経営体の育成や連携を進め、水稻による農地の保全に努め、飼料用米の作付面積の拡大等により、主食用米の生産に依存した地域農業の構造改革を推進します。

農業者の生産意欲を減退させる有害鳥獣については、被害防止対策と捕獲対策を強化し、営農活動を支援します。

〈主な事業・取り組み〉

- 中山間地域等直接支払事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 耕作放棄地再生利用推進事業
- 農業振興基金（仮称）事業
- 有害鳥獣被害防止施設整備事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
認定農業者数の新規認定数の増加	平成26年度	平成33年度	農業経営改善計画が新たに認定された農業経営体数
	1 経営体	毎年 1 経営体	
集落営農組織数の増加	平成26年度	平成33年度	集落営農組織の規約が作成されている組織数
	30 組織	33 組織	

③ 畜産経営の安定化と地域農業との連携

畜産経営で発生する環境負荷については、耕種農家との連携を軸に堆肥化とその活用を促進する仕組みを支援し、経営基盤の安定化を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 家畜導入資金貸付事業

④ 儲かる林業の推進

儲かる林業ビジネスモデルの構築については、高性能林業機械、コンテナ苗を利用した伐採から植栽までの一貫施業などの効率化による低コスト型作業システムの構築を目指します。

木材の安定供給については、利用期を迎えた森林において主伐を推進し、建築用材や合板への供給拡大を図ります。

また、地域木材の公共建築物等への利用や林内に放置された木材を木質チップとして有効活用する取り組みを推進するとともに、ナラ類等の広葉樹はシイタケの原木として利用するなど、木材の利用拡大を図ります。

また、健全な森林の整備・育成のため、作業道などの路網整備を効率的に進め、間伐等の施業を適切に実施するとともに、マツ枯れ等の病虫害被害防止を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 森林整備加速化・林業再生事業
- 森林整備地域活動支援事業
- 保全松林健全化整備事業
- 林地残材有効活用・地域活性化支援事業

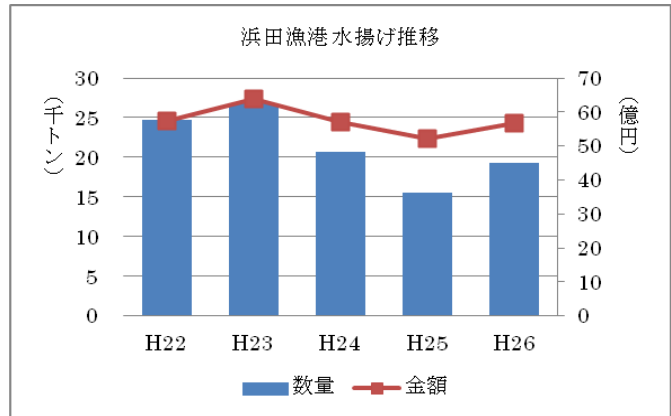
目標	現状値	目標値	目標の説明
原木生産量の増加	平成26年度	平成33年度	原木生産量
	32,654 m ³	〇〇 m ³	
森林経営計画策定面積の増加	平成26年度	平成33年度	森林法に定める森林経営計画の策定面積
	6,257ha	〇〇ha	

※ 県の計画の見直しとの整合性を調整中。

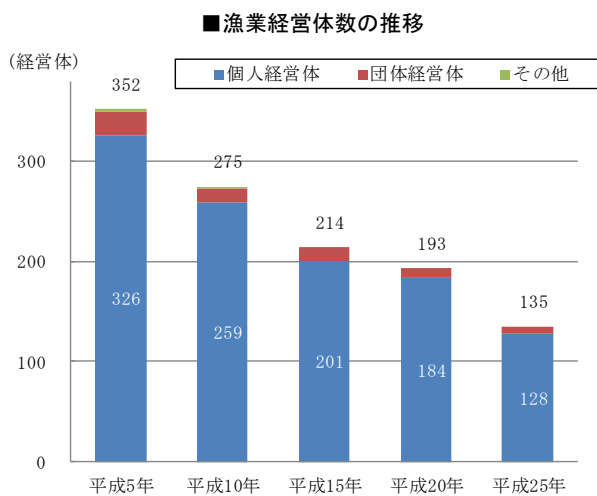
2 水産業の振興

(1) 現状と課題

- 水産業を取り巻く情勢は、平成2年の水揚量19万8,000トン、水揚金額116億3,000万円をピークに漁獲量が減少し、魚価の低迷、漁船の老朽化、漁業就業者の高齢化や後継者不足、漁業資源の減少、消費者の魚離れ、漁港・海岸施設の老朽化などによって厳しい状況が続いています。
- 基幹産業の水産業の振興を図るためには、地元の沖合底曳網漁船5ヶ統とまき網漁船2ヶ統の存続や、浜田漁港の取扱量を増やすための外来船の誘致、また、魚価の維持・向上のための荷捌所や冷凍冷蔵庫等の整備、「山陰浜田港」水産物の販路拡大等、抜本的な対策が必要です。

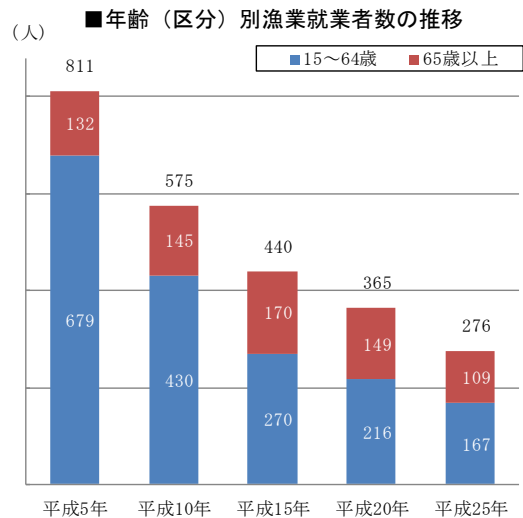


グラフ追加



(資料：漁業センサス)

※平成20年漁業センサス以降の「その他」は、学校及び試験場は調査の対象外となった。



(資料：漁業センサス)

(2) 基本方針

- 地元漁船の存続対策をはじめ、外来船の誘致、市場などの浜田漁港受入施設・設備等の整備、浜田漁港エリアの活性化対策、「山陰浜田港」水産物の販路拡大対策などの視点から施策を展開し、水産業の活性化を図ります。

(3) 主要施策

① 地元漁船の存続

地元の沖合底曳網漁船 5 ケ統と、まき網漁船 2 ケ統の全船存続のため、漁船の老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取り組みを支援し、漁業経営の安定化を図ります。

- 〈主な事業・取り組み〉
- 浜田地域沖合底曳網漁業構造改革推進事業
 - 漁業経営安定資金貸付金
 - (仮称) 浜田地域まき網漁業構造改革推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
沖合底曳網漁業リシップ事業取り組み統数の増加	平成26年度	平成33年度	リシップ事業（リシップ等による収益性回復の取り組み）を実施した船団数
	3 ケ統	5 ケ統	
まき網漁業構造改革取り組み統数の増加	平成26年度	平成33年度	まき網漁船 2 ケ統存続のための漁業構造改革取り組み船団数
	0 ケ統	2 ケ統	

② 担い手確保対策

漁業就業者の担い手を確保するため、新規学卒者やU・Iターン者の受入れを支援します。

また、新規就業者に対する資金援助と技術指導を行い、一本釣り等の沿岸漁業の担い手の創出・育成に努めます。

県立浜田水産高等学校が実施する担い手育成の取り組みを支援します。

- 〈主な事業・取り組み〉
- 若者漁業者確保支援事業
 - ふるさと漁業研修生育成事業
 - 新規自営漁業者定着支援資金

目標	現状値	目標値	目標の説明
新規漁業研修者数の増加 <u>(若者漁業者・ふるさと漁業研修生)</u>	平成26年度	平成33年度	新規漁業研修者数 <u>(6年間の累計)</u>
	3 人	<u>18 人</u>	

③ 浜田漁港エリアの活性化

外来船誘致を推進し、魚価を維持・向上させるために、高度衛生管理型荷捌所や冷凍冷蔵庫の整備を推進します。

また、全国の消費者に安全で安心な水産物を提供するため、衛生管理の整った一次処理施設の整備や協業化を推進し、支援します。

また、瀬戸ヶ島埋立地を有効活用し、原井地区との機能分担や連携に配慮しながら、水産業の活性化と地域振興の拠点整備に取り組めます。

- 〈主な事業・取り組み〉
- (仮称) 浜田漁港高度衛生管理型荷捌所整備事業
 - (仮称) 冷凍冷蔵庫整備支援事業
 - (仮称) 一次処理施設整備推進事業
 - 瀬戸ヶ島埋立地活用事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
高度衛生管理型荷捌所整備率の増加	平成26年度	平成33年度	高度衛生管理型荷捌所（沖底用・まき網用）の整備率
	0%	100%	

④ 販路拡大対策

平成26年度に制定した「浜田港四季のお魚」をはじめ、浜田漁港で水揚される全ての魚を「山陰浜田港」産として市内や広島、首都圏等にPRし、販路拡大に取り組みます。本市特選水産ブランド「どんちっち三魚」も継続してPRに努めます。

また、各種イベントやお魚料理教室を開催し、小中学生や市民へ浜田の水産業に関する出前講座等を通じて魚食の普及を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業
- 「山陰浜田港」水産物販売促進事業
- BB大鍋フェスティバル助成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
「どんちっち」ブランド加盟業者数の増加	平成26年度	平成33年度	ブランド規格に基づく「どんちっち三魚」の取扱業者(団体)数
	130店	140店	

⑤ 漁業資源確保対策

ヒラメ稚魚の中間育成・放流やアワビ稚貝の放流を実施し、栽培漁業、資源管理型漁業を推進し、漁業資源の確保を図ります。

また、養殖業(海面養殖と陸上養殖)の可能性について、県や大学等の研究機関とも連携を図り検討を進めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 栽培漁業事業化促進事業
- 水産資源確保対策事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
ヒラメ稚魚育成尾数の増加	平成26年度	平成33年度	ヒラメ稚魚の育成尾数(6年間の累計)
	8万尾	48万尾	
アワビ稚貝放流数の増加	平成26年度	平成33年度	アワビ稚貝の放流数(6年間の累計)
	16,000個	96,000個	

⑥ 漁港・海岸施設の老朽化対策

老朽化により機能や安全性が低下している漁港・漁港海岸施設について、長寿命化(ストックマネジメント手法)計画を策定し、これに基づいて、改修を実施し、施設の機能保全に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

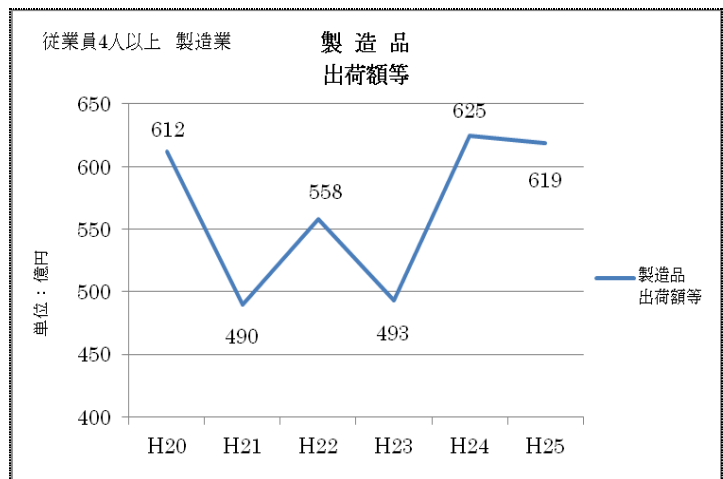
- 水産物供給基盤機能保全事業
- 海岸保全施設整備事業(漁港堤防等老朽化対策)

目標	現状値	目標値	目標の説明
漁港機能保全計画策定箇所数の増加	平成26年度	平成33年度	漁港機能保全計画策定箇所数(津摩、古湊、福浦漁港の3か所)
	1か所	3か所	
漁港海岸長寿命化計画策定箇所数の増加	平成26年度	平成33年度	漁港海岸長寿命化計画策定箇所数(折居漁港海岸)
	0か所	1か所	

3 商工業の振興

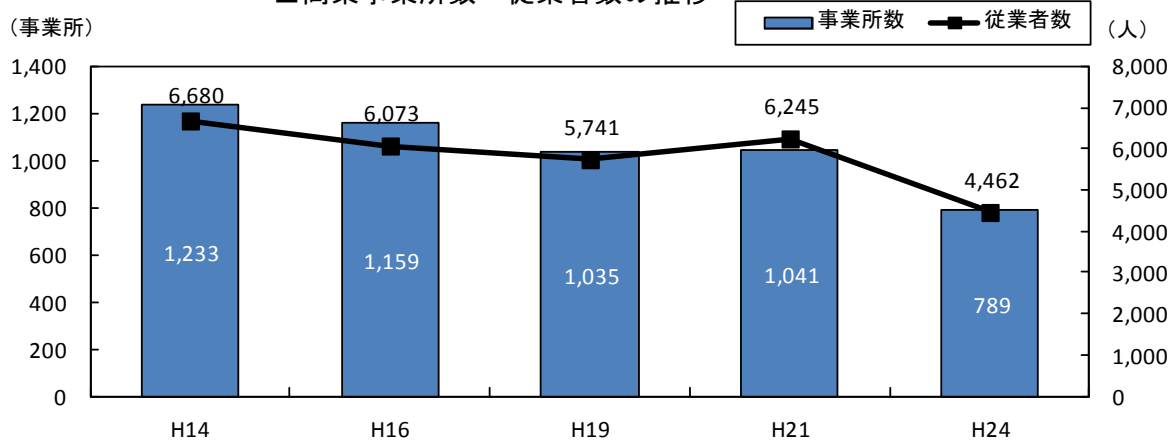
(1) 現状と課題

- 本市は、豊富な地域資源や食料品製造業の集積がある一方、公的マネーへの依存が大きい産業構造となっています。また、本市の産業構造の特徴は、依然、域内市場産業が域外市場産業に対して優位にあり、構造転換が図られていない現状にあります。
- 「製造業」「卸売業、小売業」「建設業」等の主要産業において、公共投資に依存した産業構造が十分改善されない段階で、公共事業の減少を主要因として、事業所数や従業員数、総生産額などの事業活動を示す数値の低下・減少が明らかになっています。
- 地域経済構造の転換は依然もっとも重要な課題であり、自立した地域経済への転換が必要です。
- 郊外型大型店舗やコンビニエンスストアの進出等により、小売業などの小規模事業主の廃業と空き店舗数が増加している現状であり、地元の大学、専門学校、学生などの若者や女性が集まるような魅力ある商店・店舗づくりが求められています。創業・起業や女性経営者等による女性の視点に立った経営戦略を支援し、次の時代を担う小規模事業主の増加を図るとともに、後継者不在の既存事業主に対する事業承継に取り組んでいく必要があります。



グラフ追加

■商業事業所数・従業者数の推移



(平成19年までは商業統計調査、平成21年以降は経済センサスより)

(2) 基本方針

- 域外マネー獲得規模の大きい域外市場産業、特に製造業に対して重点的に支援し、その競争力を強化するとともに、新分野進出、創業・起業など、内発的な経済活動への支援を行います。それに企業立地等外来的な経済活動を加えて、新たな商工業の振興を図ります。
- 創業・起業や事業承継に対する支援を行い、次の世代を担う事業主の育成を図ります。

(3) 主要施策

① 製造業の振興

本市の経済・雇用において大きなウェイトを占めている製造業の経営基盤の強化のため、新製品・新技術の開発や販路拡大、食料品製造業における衛生環境整備等の支援を行います。

また、近年急速に拡大している人手不足を解消するため、職業訓練やトライアル雇用などの制度を、ハローワークと連携し、啓発します。

さらに、地域で生産される一次産品を加工し、付加価値を付けて販売する新たな製造業の創出についても、関係機関と連携し、支援を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 中小企業イノベーション支援事業

② 商業・サービス業の振興

中心市街地における空き店舗を解消し、商業機能を回復させるため、本市の安全で安心な食材を利用した飲食業や小売業の新規出店を促し、空き店舗の有効活用に取り組みます。

商店街や商工団体が主体となって行う商店街活性化事業等への支援を強化するとともに、商店街間の連携強化に努め、商業の活性化を図ります。

地元の農水産物やユネスコ無形文化遺産に登録された「石州半紙」などの商品開発や販売促進に取り組みます。

はまだ産業振興機構による関東・関西方面を中心とした浜田産品の販売促進活動やバイヤー招聘を行うとともに、広島市場開拓室による山陽方面の飲食店やスーパー等への浜田産品の販路開拓を積極的に推進し、域外マネーの獲得を図っていきます。

域外へのマネー流出を抑制し、域内での消費を増やすため、地産地消（「Buy Hamada」）を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 商業活性化支援事業
- 中小企業イノベーション支援事業
- 元気な浜田情報発信事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
新商品の開発件数の増加	平成26年度	平成33年度	本市の助成金を活用した新商品の開発累積件数
	66件	102件	

③ 産業を支える人材育成

商工会議所や商工会が行う中小企業対策事業等への支援を通じ、地域産業を支える人材育成への取り組みを進めます。

各産業の専門家や市民、経営者、関係団体と連携し、企業の競争力の強化や人材育成、後継者確保等に取り組めます。

中学生・高校生へのキャリア教育や企業のインターンシップ受け入れ、地元産業の周知を関係機関とともに推進し、この地域の次の時代を担う人材の育成に取り組めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 浜田・江津地区雇用推進協議会事業
- 起業家支援プロジェクト事業

④ 創業・起業への支援と事業承継

創業・起業者の増加につなげるため、起業への意識を啓発して起業者の育成を図るとともに、関係機関と連携して起業への支援を充実させ、起業への気運を高めます。

また、事業承継を推進していくことで、後継者不足による廃業を抑制し、地元企業の強みを活かした経営による経済活動の維持及び雇用の安定化を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 起業家支援プロジェクト事業
- 商業活性化支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
開業企業数の維持	平成26年度	平成33年度	市内での <u>年間</u> の開業企業数
	33件	33件	

4 国際貿易港浜田港など港湾を活用した産業振興

(1) 現状と課題

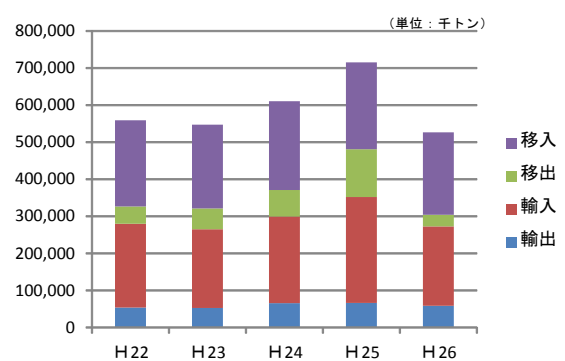
- 本市は重要港湾である浜田港と三隅港を有しており、地域の産業・経済を支える重要な物流拠点となっています。なかでも県内唯一の国際貿易港である浜田港は、平成22年に重点港湾43港に選ばれ、平成23年には、国における原木機能の日本海側拠点港に選定されました。また、山陰自動車道と直結する臨港道路福井4号線の整備や倉庫の完成などの港湾整備が進められています。
- 浜田港においては、長浜地区でのパーム椰子殻の取扱いの開始や福井地区のコンテナ貨物の取扱量の増加に伴い、埠頭の拡大や大型船舶の寄港を可能とする水深の確保など、更なる港湾インフラの整備が必要となっています。また、三隅港では取扱い貨物の多様化による更なる利用促進が求められています。
- このように、港湾整備の推進や利用促進により、企業活動の活発化を促進し、地域産業の振興を図ることが課題となっています。

■ 浜田港の貿易相手国（平成26年、上位5か国）

（単位：トン）

順位	輸 出		順位	輸 入	
1	ロシア	35,293	1	カナダ	88,799
2	韓国	10,179	2	インドネシア	81,450
3	台湾	6,887	3	中国	23,451
4	中国	4,219	4	アメリカ	8,894
5	ベトナム	582	5	韓国	5,439

■ 浜田港の外貿内貿貨物量の推移



出典：島根県浜田港湾振興センター「浜田港要覧2015」

(2) 基本方針

- 物流機能の強化のため更なる港湾インフラの整備を推進し、浜田港及び三隅港の利用促進を図ることにより、地域産業の振興を図ります。

(3) 主要施策

① 港湾整備の推進による物流機能の強化

浜田港の物流機能を強化するため、埠頭の拡大や水深確保、アクセス道路の整備等について国・県等の関係機関へ積極的に働きかけ、地域経済を支える物流拠点として更なる港湾整備の推進を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 港湾活用促進事業
- 浜田港振興会負担金
- 臨港道路福井4号線整備事業
(国事業)

目標	現状値	目標値	目標の説明
外貿内貿貨物取扱量の増加	平成26年	平成33年	浜田港の取扱い貨物量
	52万トン	70万トン	

② 港の利用促進と取扱貨物量の増加

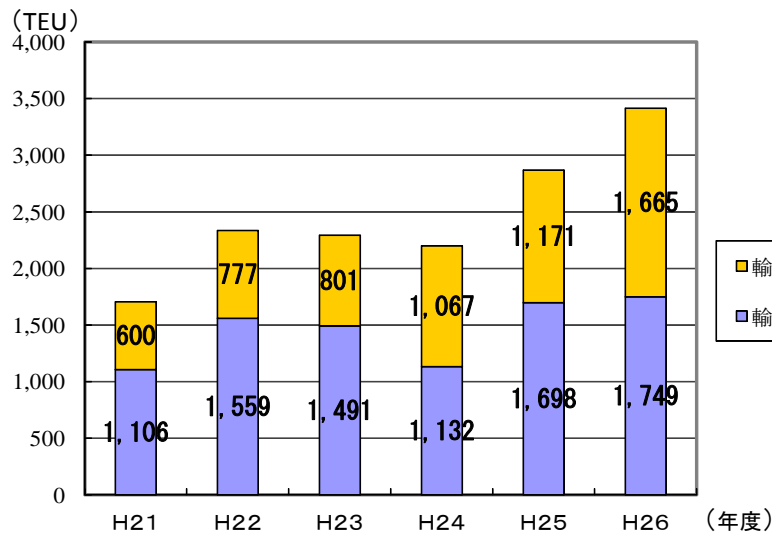
港湾関係行政機関や港湾事業者と連携を図りながら、コンテナ船大型化への対応、福井埠頭の拡大や港全体の効率的な利用に向けた検討を進めるとともに、市内及び市外企業へ港の活用方法の周知やポートセールスを積極的に行い、浜田港及び三隅港の更なる利用促進により取扱い貨物量の増加に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 港湾活用促進事業
- 浜田港振興会負担金

目標	現状値	目標値	目標の説明
コンテナ貨物取扱量の増加	平成26年度	平成33年度	浜田港と韓国・釜山港との国際定期コンテナ航路のコンテナ取扱量
	3,414TEU	4,500TEU	

■ 浜田港定期コンテナ航路の取扱貨物量の推移



③ クルーズ客船等の誘致促進

国内外のクルーズ客船や水上飛行機などの誘致を促進することにより、市内への観光入込客数の増加を図り、地元産品等の販売促進や観光施設の利用促進を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 港湾活用促進事業
- 浜田港振興会負担金

目標	現状値	目標値	目標の説明
クルーズ客船の寄港回数の増加	平成26年度	平成33年度	浜田港へ寄港するクルーズ客船の年間回数
	2回	5回	

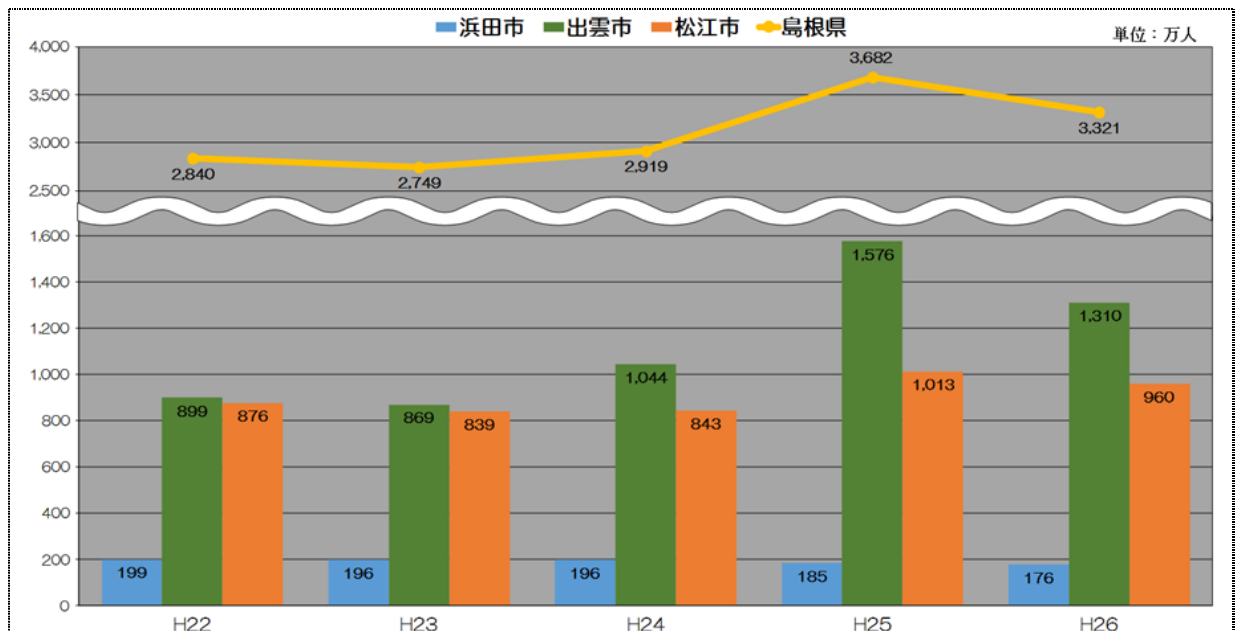
※「TEU」 1TEUは、20フィートコンテナ1本に相当し、40フィートコンテナ1本は2TEUに相当する。
 ※「ポートセールス」 貿易貨物の集積、寄港船舶の誘致を目的とした港湾の振興策。

5 観光・交流の推進

(1) 現状と課題

- 島根県の観光入込客は、県東部を中心に推移し、県西部への波及は少なく、本市の観光入込客数は減少傾向にあります。
- 観光客のニーズは多様化しており、有名な観光地だけでなく、地域に眠っている「お宝観光資源」を精査し、その地域の観光商品として活用する必要があります。
- 既存の観光事業者や団体・市民が連携した受入体制や観光施設の整備が求められています。
- 観光客以外にも、イベントやシンポジウム等の開催、スポーツ文化合宿の誘致、ツーリズムや都市間交流による交流人口の拡大が必要です。

■ 観光客の推移



(2) 基本方針

- 「お宝観光資源」の魅力を実査して観光商品として確立するとともに、観光事業者や団体等が連携した観光客の受入体制の整備に努めます。
- 観光施設の整備を行い、イベント等による交流人口や観光客等の宿泊客数を増加し、外貨獲得に繋がる観光施策を推進します。

(3) 主要施策

① 「お宝観光資源」を活用した観光商品化と石見神楽の振興

「お宝観光資源」を観光客のニーズに応じた観光商品として確立し、地域の魅力として発信します。特に観光協会等との連携を強め、観光マネジメント機能の強化に取り組みます。

また、平成31年の浜田開府400年記念イベントに向け、浜田の歴史・文化を再認識するため、貴重な歴史・文化・自然に恵まれた「城山公園」を整備し、観光・交流の拠点とします。

あわせて、石見神楽の観光拠点を整備し、定期公演を行うとともに、神楽社中の広域連携を推進します。

さらに、浜田の旬のごちそうを「はまごち」と銘打ち、加盟店や提供食数の増加を図り、浜田の食の魅力化に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 「ようこそ！浜田」事業
- 浜田城周辺整備事業
- (仮称)浜田歴史神楽館整備事業
- 浜田開府400年記念イベント事業
- 石見神楽振興事業
- 浜田の五地想ものがたり推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
浜田の五地想ものがたり協賛店舗数の増加	平成26年度	平成33年度	浜田の食材にこだわった地産地消メニュー提供店舗数
	34店舗	40店舗	
はまごちツープライス料理提供食数の増加	平成26年度	平成33年度	浜田の五地想ものがたり協賛店の1,400円、2,800円の提供食数
	1,400円 17,009食 2,800円 10,629食	1,400円 30,000食 2,800円 20,000食	

② 観光客の受入体制の整備と滞在型観光の推進

浜田開府400年に向け、市全体でのおもてなし気運を醸成するため、おもてなし講座やボランティアガイド養成講座を開催するとともに、観光協会や広島PRセンターと連携し、観光客の受入体制の整備に取り組みます。

また、国民宿舎「千畳苑」や良質な泉源を有する旭温泉、美又温泉の魅力向上策に取り組み、民間と連携した宿泊観光客の受入体制を確保します。

さらに、瀬戸ヶ島埋立地におけるブルーツーリズムの拠点整備などの新たな集客施設や市民の健康増進の核となる施設整備を検討するとともに、市内全域で外国語表記など統一感のある看板など、観光施設の整備を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 「ようこそ！浜田」事業
- 観光協会助成事業
- 国民宿舎「千畳苑」改修事業
- 瀬戸ヶ島埋立地活用事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
宿泊客数の増加	平成26年	平成33年	市内のホテル・旅館・民宿等の年間(1月～12月)宿泊客数
	225,043人	250,000人	

③ イベント等の開催や合宿等の誘致

各種シンポジウムやイベントの開催、合宿やコンベンションの誘致など、新たな切り口により交流人口の拡大を図るとともに、豊かな自然や歴史、文化を活かした都市農山漁村体験交流推進事業に取り組み、定住の入口機能の充実を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 広浜鉄道今福線観光資源活用事業
- 合宿等誘致事業
- はまだ農山漁村体験交流推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
合宿等誘致人数の増加	平成26年度	平成33年度	合宿等誘致事業の <u>年間</u> 利用人数
	3,642人	5,000人	

④ 地域間交流、国際交流の推進

在住外国人への支援や民間国際交流団体の活動を支援するとともに、海外の友好都市との交流を深め、多文化共生社会の実現と国際性豊かな人材育成に努めます。

また、浜田藩や島村抱月、石州和紙等を縁とした都市との相互交流や「食」による地域間連携を進め交流人口の増加を図ります。

さらに、県境をまたいだ関係自治体との交流も推進し、広域的な観光資源を活用した魅力づくりと外国人観光客も視野に入れた誘客について検討します。

〈主な事業・取り組み〉

- 浜田国際交流協会助成事業
- 浜田市と邑南町との「食」を通じた観光・文化交流事業

6 企業立地による雇用の推進

(1) 現状と課題

- 企業立地を促進するためには、その業種に応じた工場用地や事務所の確保などが必要です。昨年、遊休施設を活用してIT企業を誘致したところですが、今後も立地奨励制度を充実し、遊休土地・施設の活用や土地造成などの対応が重要となります。
- また、今後、三隅発電所の作業従事者や各種イベントの人員を受け入れるため、域外マナーを獲得するホテル等の立地も必要となっています。
- 「島根あさひ社会復帰促進センター」や「三隅発電所」は、本市や周辺市町の地域経済を支える重要な社会資本であり、これらの施設を核とした地域経済の活性化を図る必要があります。
- 本市の有効求人倍率は、近年1.0倍を超え、求職者よりも求人が多い状況ですが、求職者数が最も多い事務職に対し、求人数が多い職種は、接客業、介護業、保健師・看護師、製造業、建設・土木業などで、雇用のミスマッチを解消する必要があります。

(2) 基本方針

- 企業立地によって地元産業全体の裾野を広げ、多様な雇用機会を提供することにより、若者の域外流出を防ぐとともに、U・Iターン者の受入を推進します。
- 雇用のミスマッチを解消し、多様な就労機会を提供するため、島根県やはまだ産業振興機構など、関係機関と連携して企業立地を推進します。
- 「島根あさひ社会復帰促進センター」や「三隅発電所」を核とした地域経済の活性化を図ります。

(3) 主要施策

① 企業立地の推進

企業立地の重点業種として、多くの雇用が見込まれる食料品などの製造業や、情報処理系の学生を雇用できるIT企業、多くの旅行・ビジネス客を受け入れるホテル等の業種を重点として取り組みます。

また、島根あさひ社会復帰促進センターの誘致のように、地域経済に波及効果の大きい国、県の公共的な施設等の立地も推進します。

さらに、企業立地のための用地確保に向けて、新たな用地の開発も含めた検討を進めます。立地企業の要望に応じて、中山間地域へのFTTH（光ファイバー網）の整備を促進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 企業立地促進奨励金
- ソフト産業立地促進補助金
- 浜田市工場誘致条例に基づく固定資産税の課税免除
- 高速通信網環境整備支援

目標	現状値	目標値	目標の説明
新規立地企業数の増加	平成26年度	平成33年度	新規に立地した企業数 (6年間の累計)
	1社	12社	

② 若者やU・Iターン者等の雇用の促進

地元企業の雇用確保のため、浜田・江津地区雇用推進協議会を中心に各関係機関と連携し、市内の県立高等学校や専修学校、大学生、U・Iターン者が地元企業に就職するための支援に取り組みます。

また、無料職業紹介所の運営により、求職者と地元企業のマッチングに取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

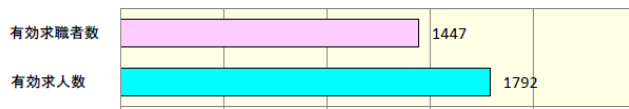
- 浜田・江津地区雇用推進協議会事業
- 無料職業紹介事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
新規学卒地元就職者数の増加	平成26年度	平成33年度	地元の高校・大学を卒業して市内企業に就職する学生数
	57人	100人	

グラフ等追加

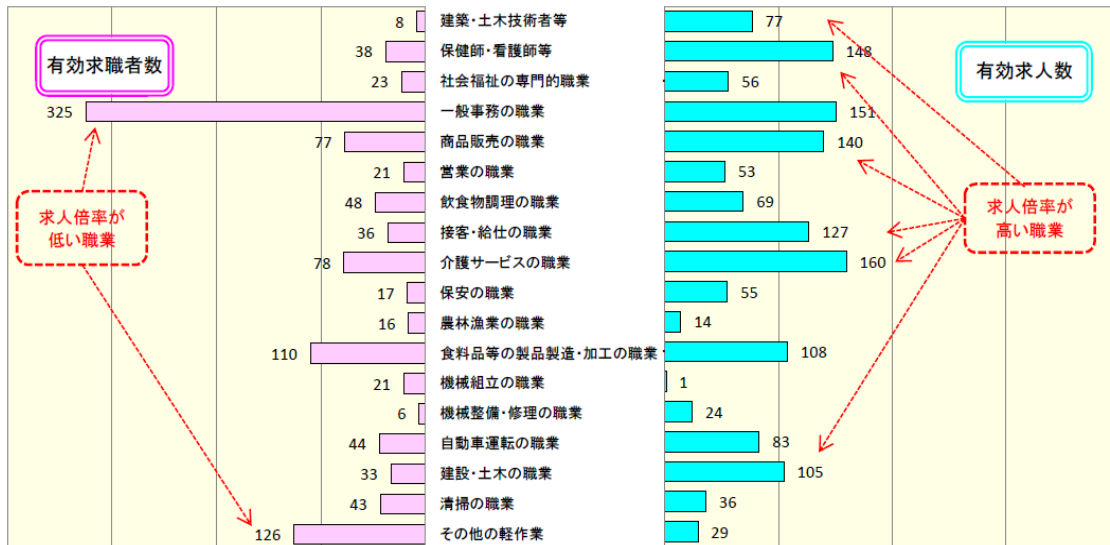
『月間有効求人倍率』

有効求人倍率とは経済指標のひとつで、求職者（仕事を探している人）1人あたりに何件の求人があるのかを示したものの。



月間有効求人倍率		
27年7月	前月	前年同月
1.24	1.19	1.21

職業別の『有効求職者数』と『有効求人数』の比較



※浜田公共職業安定所調べ

空白
(調整ページ)

II 健康でいきいきと暮らせるまち

(健康福祉部門)

保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

【担当部】
・健康福祉部

1 医療体制の充実

主要施策	目標数	事業数
① 医療従事者の確保		2
② へき地医療体制の充実	1	3
③ 救急医療体制の充実		1
④ 「かかりつけ医」の普及・定着の促進	1	2

2 健康づくりの推進

主要施策	目標数	事業数
① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	1	3
② がん対策の推進	1	1
③ 市民自らが取り組む健康づくり運動の推進		3
④ こころの健康づくりの推進		1

3 子どもを安心して産み育てる環境づくり

主要施策	目標数	事業数
① 健やかな育ちに向けた支援	1	3
② ゆとりある子育てへの支援	2	4
③ 安心・安全な子育て環境の整備	1	4

4 高齢者福祉の充実

主要施策	目標数	事業数
① 地域包括ケアシステムの構築	1	1
② 生涯現役のまちづくり	1	2
③ 介護予防と生活支援体制の充実	1	2
④ 認知症高齢者支援施策の充実	2	2

5 障がい者福祉の充実

主要施策	目標数	事業数
① 地域における障がい者福祉サービスの充実	1	4
② 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進	1	3
③ 共に生きるバリアフリー社会の実現	1	1

6 地域福祉の推進

主要施策	目標数	事業数
① 地域の支え合い活動の推進と支援		3
② 地域での自立した生活への支援		1
③ 避難行動要支援者への支援体制の充実	1	1

合計 17 47

1 医療体制の充実

(1) 現状と課題

- 全国的な医師不足が深刻な問題となっている中、中核病院である浜田医療センターでも特定診療科の常勤医師の不在や不足がみられ、民間医療機関においても医師の高齢化や後継者不足の問題を抱えています。

また、看護師等の医療従事者^{※1}も不足している状況であり、育成と確保が必要となっています。

- 「浜田市健康づくりと地域医療を守り育てる条例」に基づき、将来にわたって安定した良質な医療が確保されるよう、民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院は、相互に連携するとともに、医療に対する住民の理解を深めながら、それぞれの役割を担うことが必要です。

さらに、中核病院の診療体制の維持についての支援が必要です。

■医師の充足率

区分	全国	島根県	浜田市	島根県充足率	浜田圏域充足率
医師	237.8人	275.2人	240.2人	78.4%	71.9%

(注) 人数は平成24年12月末の人口10万人に対する医師従事者数 (充足率は平成26年10月1日現在)

(2) 基本方針

- 地域住民が安心して医療が受けられるよう、医療従事者の確保など地域医療を維持していくために必要な対策について、地域医療機関と連携して取り組みます。
- 地域住民と医師との意思疎通を図り、病院勤務医師や診療所医師の重要性が認識できる機会の設定や啓発を行い、医師等医療従事者にとって住みやすく働きやすい環境整備等の支援を行います。
- 地域医療を担う医療従事者の育成や招へいを行います。

(3) 主要施策

① 医療従事者の確保

医師確保については、中山間地域包括ケア研修センターへ医学生を積極的に受け入れるとともに、SNS^{※2}を活用して全国に情報発信を行い、医師の誘致に努めます。後期研修医の受入体制については、研修の内容や研修プログラムの充実に取り組みます。

また、若い世代の医療への関心を高めるため、中学生の夏休み医療体験学習を実施します。

看護師等確保については、准看護学校修学資金による助成やリハビリテーションカレッジ島根の入学者に対する助成を実施します。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域医療連携事業
- リハビリテーションカレッジ島根支援事業

② ヘき地医療体制の充実

市内5か所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を維持しながら、一体的な運営等により、安定した医療サービスの提供を継続します。

また、各地域の民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携を強化し、地域医療ネットワークの充実を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 国民健康保険（直営診療所施設勘定）
- 地域医療連携事業
- 在宅医療連携推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
浜田市国民健康保険診療所の常勤医師数の増加（へき地診療所等5施設）	平成27年度 3人	平成33年度 4人	中山間地域の医療を支えるへき地診療所等の医師の人数

③ 救急医療体制の充実

一次医療を担う民間医療機関や国民健康保険診療所と二次・三次医療を担う中核病院の救急医療提供体制がそれぞれ有効に機能するよう、休日応急診療所の適切な運営に努めるとともに、市民に対して日常的に地域の医療情報を分かりやすく提供します。

また、救急患者に対する的確な対応を行うため、それぞれの医療機関が適切な連携をとれるよう救急医療体制を充実します。

〈主な事業・取り組み〉

- 休日診療所管理運営費

④ 「かかりつけ医」の普及・定着の促進

「かかりつけ医」は、健康上の悩みごとの相談や疾病の早期発見、初期治療や慢性疾患の治療経過観察などを行い、「病院」は「かかりつけ医」と連携をとり、専門的な検査や入院が必要な場合の治療を行います。

このように、症状に応じた役割分担が必要なため、医師会など関係医療機関と連携を図り、市民への「かかりつけ医」の普及と定着を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域医療連携事業
- 在宅医療連携推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
浜田医療センターへの紹介状の件数・率の増加	平成26年度 10,136件 81.48%	平成33年度 11,282件 90.00%	「かかりつけ医」からの文書による紹介状件数・率（ <u>紹介状の率が高いほど「かかりつけ医」の普及・定着の推進となる</u> ）

※1 医療従事者：医師、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、医療機関や福祉施設等に従事する様々な国家資格等を持つ専門職。

※2 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。

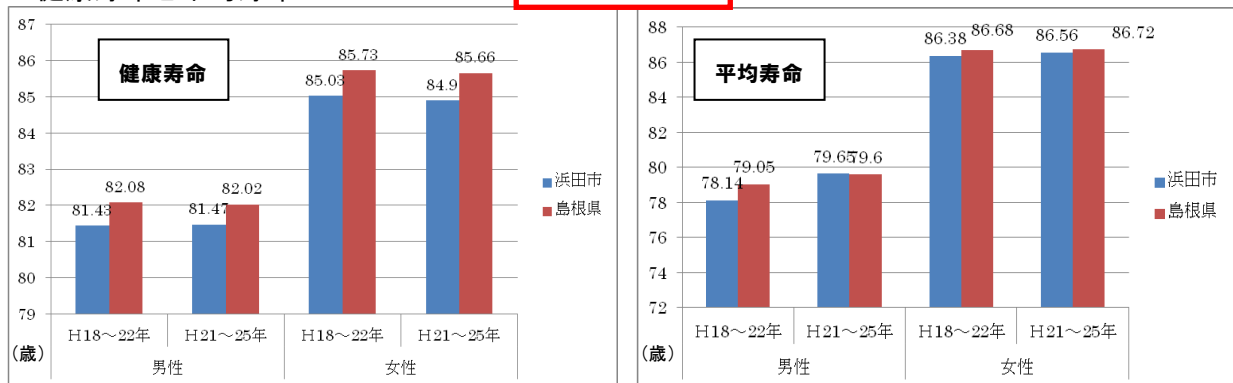
2 健康づくりの推進

(1) 現状と課題

- 高血圧や高脂血症、糖尿病等の生活習慣病は、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。その原因となっているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、日常生活で予防が可能なことから、バランスのとれた食生活、適度な運動、禁煙等を実践することが求められています。
- 平均寿命は伸びていますが、健康寿命は島根県と比べて短くなっています。健康寿命を延伸し、自立した生活を長く送ることができる環境づくりが必要です。
- 現代社会環境の複雑多様化は、市民生活における精神的ストレスを増大させており、ライフステージに応じたこころの健康づくりとこころの健康問題への対応が必要です。

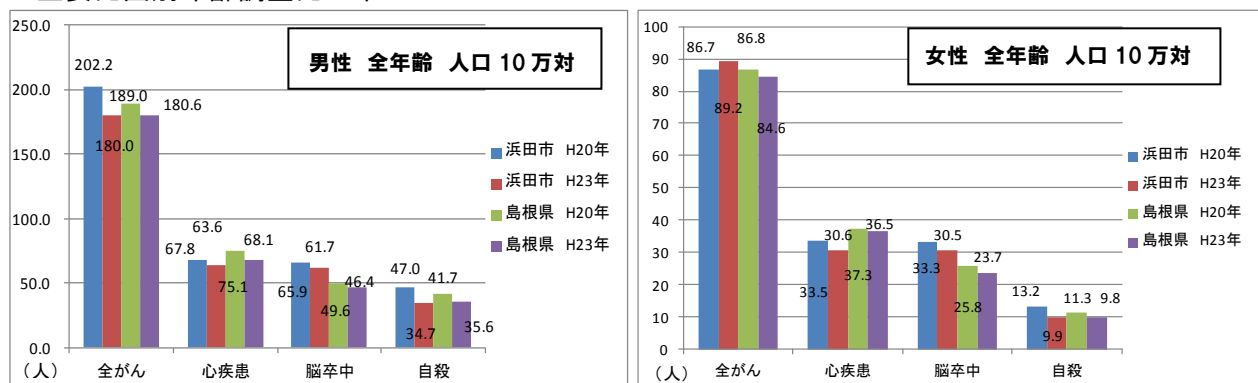
グラフ修正

健康寿命と平均寿命



(注) 数値は、島根県健康指標マクロ（平成20年、23年を中心とする5年平均）による。
健康寿命：65歳に達した者が健康で自立した生活を送れる期間（65歳+平均自立期間）

主要死因別年齢調整死亡率



(注) 数値は、島根県健康指標マクロ（平成20年、平成23年を中心とする5年平均）による。

(2) 基本方針

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ちながら、それぞれのライフステージに応じた生活習慣の形成、体力づくり、健康づくりができるように支援します。

(3) 主要施策

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

健康寿命を下げている原因疾患としては、関節疾患、認知症、脳血管疾患が挙げられます。

健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防のために、子どもの時から食育に力を入れ、家族ぐるみで、これまでの食生活や生活習慣を見直す意識啓発を図るとともに、それぞれのライフステージに応じた施策を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- ストップ・ザ生活習慣病対策事業
- 在宅医療連携推進事業
- 食生活改善推進員育成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
健康寿命（男女別）の延伸	平成27年度	平成33年度	目標値：平成27年度当初島根県平均値
	男 81.47 歳 女 84.90 歳	男 82.02 歳 女 85.66 歳	

② がん対策の推進

平均寿命を引き下げている要因のひとつに、がんが挙げられます。

疾病の早期発見のため、自己負担無料のがん検診を引き続き行うとともに、職場健診と一緒にがん検診が受けられるよう事業所への働きかけを行い、がん検診を受けやすい環境づくりに取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- がん検診事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
がん年齢調整死亡率の減少 (人口 10 万人当たりの年間死者数)	平成27年度	平成33年度	全年齢合計によるがん年齢調整死亡率 (目標値は島根県平均値)
	126.7	125.1	

「年齢調整死亡率」：年齢構成が異なる地域間の比較を行う目的で年齢人口を調整した死亡率。

③ 市民自らが取り組む健康づくり運動の推進

健康は、個人の努力と、家庭や地域、関係機関・団体等が支え合い、連携することによって維持することができます。職場や地域で積極的に健康教室を行うことにより、市民が取り組みやすい環境づくりを進めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 健康増進事業
- 健康ポイント事業
- 食生活改善推進員育成事業

④ こころの健康づくりの推進

学校、職域、地域等において、講演会等を実施し、市民への普及啓発や相談できる場の確保等を行うことにより、睡眠、運動、ストレス解消、アルコール等についての正しい知識の普及を図り、心身ともに健全な生活の実現に努めます。

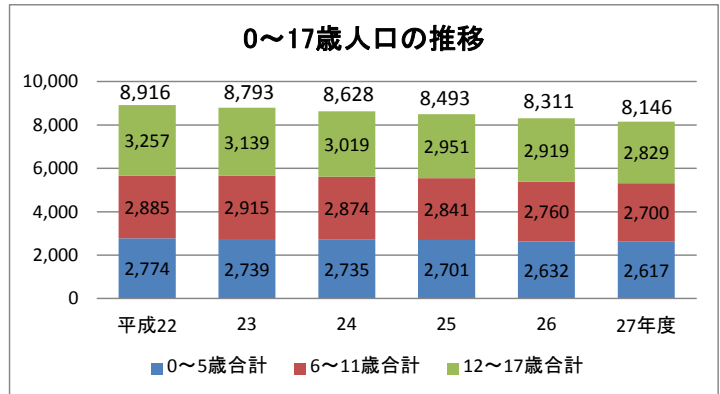
〈主な事業・取り組み〉

- 自死予防対策事業

3 子どもを安心して産み育てる環境づくり

(1) 現状と課題

- 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化しています。
- 子どもが健やかに育つためには、子育て家庭の仕事と家庭生活の両立、新しいニーズに対応した子育て支援のほか、地域全体での子育てや安全・安心なまちづくりの推進が必要です。
- また、多子世帯を中心にした子育て家庭の経済的な負担の軽減やひとり親世帯に対する支援が求められています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 基本方針

- 妊娠期を含めた子どもが健やかに育つ環境を整備し、保護者が喜びを感じられるようなゆとりのある子育てを支援するとともに、子育て家庭を地域のみんなで支える取り組みを推進します。

(3) 主要施策

① 健やかな育ちに向けた支援

“子どもの育ち”に視点を向け、健やかに成長することができ、周囲との関わりあいの中で豊かな人間性を育てていくための遊びや教育の場づくりを推進します。

また、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から出産、産後、育児まで切れ目のない支援体制を整備します。

〈主な事業・取り組み〉

- 安心お産応援事業
- 乳幼児等健康診査事業
- 子育て世代包括支援センター（仮称）事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
子育て世代包括支援センター（仮称）の施設数の増加	平成26年度 0か所	平成33年度 1か所	全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠期から育児期までの総合的相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センター（仮称）の数

② ゆとりある子育てへの支援

“子育て家庭”に視点を向け、保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、多子世帯を中心に子育て家庭の経済的な負担の軽減やひとり親世帯への支援を充実し、地域と身近に関わりながら子育てのできる体制を推進します。

また、保育所や放課後児童クラブの施設整備を進めるとともに、保育士の確保や放課後児童クラブ支援員の研修育成に努めることにより、保育の質の向上を図り、子育てしながら働けるよりよい環境づくりに取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 保育所入所受入促進事業
- 第3子以降保育料軽減事業
- 保育士修学資金貸付事業
- 児童医療費助成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
認可保育所定員数の増加	平成27年度末	平成33年度末	認可保育所の定員数
	1,895人	1,955人	
放課後児童クラブ定員数の増加	平成27年度末	平成33年度末	放課後児童クラブの定員数
	790人	850人	

③ 安心・安全な子育て環境の整備

“地域や環境”に視点を向け、地域全体で子どもの育ちを支える意識づくりや地域の子育て活動への支援を推進します。子育てを地域で相互援助するファミリー・サポート・センターの会員増や事業の充実を図るとともに、地域における子育て支援ネットワークの中核施設である子育て支援センターの移転新築に取り組みます。

保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して働ける環境を整備するとともに、家庭・地域・行政が一体となって、次世代の担い手である子どもたちが心豊かに成長し、将来に向かって夢や希望を持てるまちづくりを展開します。

〈主な事業・取り組み〉

- 次世代育成支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て支援センター事業
- 地域子育て支援拠点事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域子育て支援拠点数の増加	平成26年度	平成33年度	地域子育て支援拠点数
	2施設	3施設	

4 高齢者福祉の充実

(1) 現状と課題

- 団塊の世代の人が後期高齢者となる平成 37（2025）年を見据え、たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた積極的な取り組みが求められています。
- 高齢化率の急激な上昇・高齢者数の増加に伴い、介護を必要とする高齢者数も増加しています。介護を必要とする方へのサービスに加え、要介護・要支援状態にならないための取り組みや日常生活への支援が重要となってきます。
- 少子・高齢化が進む中、介護を必要とする人を支えるマンパワーの拡大が重要となっています。その中で、「高齢者＝支えられる人」とする概念を見直し、高齢者が生涯現役で活躍する社会を築くことが求められています。

(2) 基本方針

- 高齢者が住みなれたまちで健康でいきいきと安心して暮らし続けることが **できる**よう、生涯現役のまちづくり、介護予防と生活支援体制の充実、認知症高齢者支援施策の充実、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情に沿った高齢者施策を総合的に推進します。

(3) 主要施策

① 地域包括ケアシステムの構築

介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進するため、医療機関をはじめ関係機関との連携体制の強化や地域包括支援センター機能の強化を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域包括支援センター数の増加	平成26年度	平成33年度	地域包括支援センターの数(サブセンターを自治区ごとに設置)
	1施設	5施設	

② 生涯現役のまちづくり

生涯現役で、積極的に社会と関わり、自分らしく自立して生きていくライフスタイルを持つことができるよう、高齢者が積極的に地域行事やボランティア活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会や高齢者クラブ連合会、シルバー人材センター等の活動を支援し、健康づくりや生きがいくくり活動の推進及び地域の多様な要望に対応できる体制の整備を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 高齢者クラブ連合会助成事業
- シルバー人材センター助成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
シルバー人材センター会員数の増加	平成26年度	平成33年度	浜田市シルバー人材センターに登録された会員数
	464人	552人	

③ 介護予防と生活支援体制の充実

高齢者の介護予防と生活支援体制の充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

生活機能の低下防止をはじめ、高齢者の状況に応じた介護予防メニューの充実に取り組むことにより、高齢化の進展に伴い上昇が見込まれる要介護認定率の抑制に努めます。元気な高齢者に対しては介護予防に関する知識の普及・啓発などに取り組みます。

また、地域や関係機関と連携して、担い手の拡大を図り、生活支援体制を充実します。

〈主な事業・取り組み〉

- 介護予防・日常生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
要介護認定率の増加の抑制 (要介護者のみ)	平成26年度	平成33年度	65歳以上の高齢者のうち、要介護1以上の認定者の割合
	18.8%	19.6%	

④ 認知症高齢者支援施策の充実

認知症高齢者は、今後増加が見込まれることから、認知症が疑われる高齢者の早期発見と把握に努め、医療機関と介護事業者等との連携を図りながら、状況に応じた適切な支援体制の構築を推進します。

また、認知症サポーターを増やすことで周囲の理解者を増やし、認知症高齢者がその地域で暮らし続けることができる環境づくりを進めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 認知症施策推進事業
- 権利擁護事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
認知症サポーター養成講座受講者数の増加	平成26年度	平成33年度	認知症の人と家族を地域で見守る応援者養成講座の受講者の総数
	3,696人	6,000人	
市民後見人養成講座受講者数の増加	平成26年度	平成33年度	親族後見人と専門職後見人との間の存在として位置づけられる市民後見人養成講座の受講者の総数
	70人	150人	

5 障がい者福祉の充実

(1) 現状と課題

- 障がいのある人が安心して暮らしていくためには、何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実が必要不可欠となっています。
- 障がいのある人の自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められています。
- 差別や偏見、疎外感を感じることがないように、障がいのある人もない人も共に理解し合いながら暮らすことができる地域づくりが求められています。

(2) 基本方針

- 障がい者福祉への理解と認識を深め、地域全体で支え合う体制づくりを進めるとともに、障がいのある人もない人も一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまちを目指し、障がい者福祉の充実を図ります。

(3) 主要施策

① 地域における障がい者福祉サービスの充実

障がいのある人が住みなれた地域で暮らせるように、適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実を図ります。

入所施設から地域生活への移行や就労支援といった課題に対して、地域の社会資源を最大限に活用しながら、対応できる体制の整備を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 相談支援事業
- 居住サポート事業
- 障がい者介護給付事業
- 障がい者訓練等給付事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域生活支援拠点数の増加	平成 26 年度	平成 33 年度	障がい者の地域生活を支援する機能を集約した拠点数
	0 か所	1 か所	

② 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障がいのある人一人ひとりが能力を最大限に発揮でき、様々な活動に参加する機会が確保できるよう、乳幼児期から障がいの早期発見・早期療育、教育、就労へと、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

また、障がいのある人の雇用を拡充するための支援を関係機関と連携しながら行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 障がい児通所給付事業
- 地域生活支援事業
- 障がい者社会参加促進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
障がい児通所支援事業所数の増加	平成 27 年度	平成 33 年度	身近な地域で障がい児の療育・発達について専門的な支援が提供される事業所数
	3 か所	5 か所	

③ 共に生きるバリアフリー社会の実現

平成 28 年 4 月から施行される障害者差別解消法においては、「障害を理由とする権利侵害の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」が規定されています。

この法の精神に基づき、障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、共に生きる社会の実現をめざします。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域生活支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
手話通訳奉仕員登録者数の増加 (手話通訳士・者含む)	平成 27 年度	平成 33 年度	手話通訳奉仕員登録者数
	49 人	84 人	

6 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

- 地域や家族の絆が希薄になる中で、誰もが地域で安心して暮らしていくには、地域の一人ひとりのつながりや、地域へのかかわりが必要となってきました。
- 生活課題は、経済的なものから家族関係に関わるものまで複雑で多岐にわたっています。
- 近年起きた全国での大災害の経験から、あらためて地域コミュニティの重要性が再認識され、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築が求められています。

(2) 基本方針

- 市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政による「公助」だけでなく、地域を主体とした「自助」や「共助」により、市民を主役に、互いを認め合い、みんなで支え合う地域福祉の推進を図ります。

(3) 主要施策

① 地域の支え合い活動の推進と支援

近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築く取り組みを支援し、地域の多世代（子どもから高齢者まで）がいつでも集え、交流を深めることができる場所づくりと地域での見守り活動を推進します。

独居高齢者や高齢者だけの世帯が増えている状況があり、地域から孤立する人がでないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくるなどの支援体制を強化します。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域福祉まるごと支援推進事業
- 社会福祉協議会助成事業
- 民生委員活動費助成事業

② 地域での自立した生活への支援

生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活に困っている人からの困りごと相談全般に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら、専門機関と連携して、自立した生活へ向けた支援（自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援）を実施します。

〈主な事業・取り組み〉

- 生活困窮者自立支援事業

③ 避難行動要支援者への支援体制の充実

市民の安全を守るため、地域での防災体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

市が作成する「避難行動要支援者名簿」を本人同意を得た上で、地域の関係者へ提供し、地域における互助・共助が行える体制づくりや地域の防災力を高める支援を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 避難行動要支援者名簿の管理

目標	現状値	目標値	目標の説明
「避難行動要支援者名簿」の提供を受ける地域の関係団体数の増加	平成27年度	平成33年度	名簿を基に地域防災に取り組む団体数（消防団、民生委員を除く）
	44 団体	70 団体	

空白
(調整ページ)

III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち

(教育文化部門)

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人を育むまちを目指します。

【担当部】
・教育部

1 学校教育の充実

主要施策	目標数	事業数
① 生きる力の育成	2	7
② 一人ひとりを大切にする教育の推進	2	6
③ 食育と体づくりの推進	1	3

2 家庭教育支援の推進

主要施策	目標数	事業数
① 家庭教育支援の充実	1	4
② 青少年の健全育成		2

3 社会教育の推進

主要施策	目標数	事業数
① ふるさと郷育の推進	2	7
② 公民館における人材育成と拠点整備	1	4
③ 図書館サービスの充実	2	4

4 生涯スポーツの振興

主要施策	目標数	事業数
① スポーツ・レクリエーション活動の推進	1	1
② スポーツ精神の高揚と競技力の向上	1	2
③ スポーツ・レクリエーション環境の整備	1	2

5 歴史・文化の伝承と創造

主要施策	目標数	事業数
① 芸術・文化の振興	2	4
② 伝統文化の保存と継承		1
③ 文化財の調査・保存と活用	1	4
④ 地域文化の交流拠点づくり		2

合計 17 53

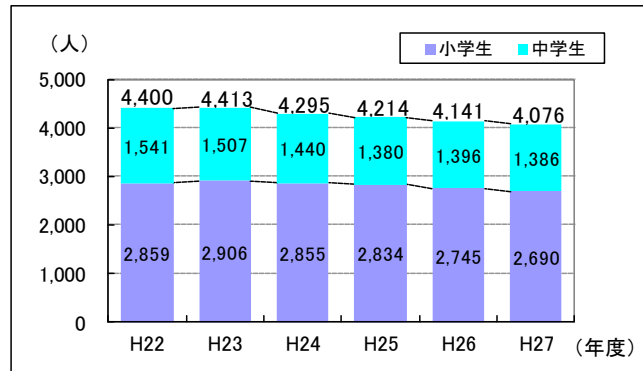
1 学校教育の充実

(1) 現状と課題

- 学校教育は、将来を担う子どもの学力や豊かな心、健やかな体力を育む役割を果たしており、「生きる力」を育成することがより重要となっています。
- 各学校では、学力の向上を図るとともに、子どもの能力や興味を引き出すよう、これまで以上に一人ひとりに応じた指導が重要となっています。
- 老朽化した教育施設について、整備・改修を検討する必要があります。

■ 児童・生徒数の推移

(単位：人)



グラフ追加

(2) 基本方針

- 子どもの「生きる力」を育むため、学ぶ意義を深めて学ぶ意欲を高めるとともに、基礎学力の向上に加え、思考力、判断力、表現力などの幅広い学力の向上を図ります。
- 人権意識や道徳心の育成を根底に、一人ひとりを大切にする教育を推進します。
- 健全な体づくりと食育を推進します。

(3) 主要施策

① 生きる力の育成

ふるさとの教育資源を活用し、学ぶことと社会とのつながりを意識した教育を行います。地域住民・企業と協力し、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を図ります。

思考力・判断力・表現力の向上に努めるとともに、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求する力を育むため、言語活動の充実やその基盤となる国語力の向上に努めます。

教員の資質向上に努めるとともに、学力調査の実施を通して実態を把握し、基礎学力の定着、小・中学校9年間を見通した教育を推進するなど、本市の教育力の向上を目指します。

また、安全で安心な教育を推進するため、学校教育施設等の環境整備に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- ふるさと 郷育、キャリア教育、自然体験活動の推進
- 学校図書館の支援
- 学力向上総合対策事業
(国語教育の充実、授業力向上研修、学校図書館活用推進、プリント学習支援等)
- 小中連携教育推進事業
- ICT教育整備事業
- 外国語指導助手の招致
- 土曜学習支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
「総合的な学習の時間」で学習したことが <u>普段の生活や社会に出たときに</u> 役立つと思う子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率
	小6 83.5% 中3 74.1%	小6 90.0% 中3 80.0%	
「総合的な学習の時間」において、自分で調べ学習活動に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率
	小6 57.7% 中3 52.7%	小6 65.0% 中3 60.0%	

② 一人ひとりを大切にする教育の推進

いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向けて、児童・生徒とその家庭への指導や相談などの支援を行います。

また、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒の実態掌握に努め、持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を推進します。

そして、子どもの貧困対策として、経済的支援を行うとともに、児童・生徒とその保護者に対する面談などを行い、教育相談の充実を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 児童生徒健全育成事業
- 問題行動、いじめ等の指導相談
- 人権意識高揚の推進
- 親学プログラムの実施
- 特別支援指導推進事業
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助

目標	現状値	目標値	目標の説明
自分には良いところがあると思っている子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国平均値)
	小6 79.1% (76.1%) 中3 73.9% (67.1%)	小6 <u>86.0%</u> 中3 <u>77.0%</u>	
人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国平均値)
	小6 90.4% (94.4%) 中3 97.0% (95.3%)	小6 95.0% 中3 98.0%	

③ 食育と体づくりの推進

健康で安全な生活を自ら実践できる児童・生徒を育成するため、食育を推進するとともに、学校給食での地産地消を推進します。

また、教育活動全体を通して、児童・生徒が自ら運動に親しみ体力や運動能力の向上を図るとともに、小中学校体育連盟主催の大会等を支援します。

〈主な事業・取り組み〉

- 食育推進事業
- 学校給食での地産地消の推進
- 学校体育大会支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
学校給食での地域食材利用率の増加	平成26年度 58.2%	平成33年度 70.0%	市内小中学校の給食における地元食材利用率

2 家庭教育支援の推進

(1) 現状と課題

- 家庭環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されており、地域ぐるみで子どもの育ちを支える取り組みを推進する必要があります。
- 子どもたちを取り巻く環境の変化を受け、行政による様々な教育施策の展開・推進とともに、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもを育むための連携・協働の取り組みの充実が必要です。

(2) 基本方針

- 家庭、学校、地域が一体となって次世代を担う子どもの育ちを支える気運を醸成し、家庭教育支援の充実と、青少年の健全育成を進めます。

(3) 主要施策

① 家庭教育支援の充実

子どもの基本的な生活習慣を身に付ける家庭の役割を踏まえ、学校やPTAを通じて、適度なメディアとの接触時間を含めた生活習慣の定着や規範意識の醸成に向けた学習機会の提供に取り組みます。

また、島根県の「親学プログラム」を活用し、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促す学習機会の提供などの家庭教育支援を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 親学プログラムの実施
- 家庭教育支援チームの結成
- つなぐ、つながる事業（三世代交流事業・通学合宿支援事業）
- 「家読」の推進

目標	現状値	目標値	目標の説明
親学プログラムの実施回数の増加	平成26年度 11回	平成33年度 25回	親学プログラムを活用した学習機会の提供回数

② 青少年の健全育成

地域の子ども会や青少年健全育成団体などの子どもたちの社会体験活動を支援し、これらの団体と連携しながら、市民の主体的な青少年健全育成活動の活性化と発展に取り組みます。

また、青少年が健やかに成長し自立した生活が送れるよう、青少年サポートセンターを相談窓口とした育成支援に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 関係協議会等への補助事業
- 青少年団体育成補助事業

3 社会教育の推進

(1) 現状と課題

- 子どもたちの自然体験や社会体験の不足から、善悪の判断や規範意識の低下など、家庭や地域での教育力の低下が懸念されています。
- 地域住民がより良く暮らすため、地域課題の解決に向けた学びを通して、地域社会の発展、活性化に寄与する人材を育成することが求められています。
- 図書館の資料提供機能の充実とともに、利用者の多様化するニーズに応じたサービスが必要になっています。

(2) 基本方針

- 子どもたちの郷土愛の心を育む「ふるさと郷育」※を推進します。
- 住民自治意識の高い人々や団体を育成するとともに、公民館施設の整備を進めます。
- 図書館の資料や情報提供の充実に努めるとともに、市民が憩い、交流できる図書館を目指します。

(3) 主要施策

① ふるさと郷育の推進

子どもの育ちを地域ぐるみで支えるため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、中学校区ごとのネットワークでつなげ、相互に支援し合います。

「ふるさと郷育」を通して、子どもの生きる力を育成し、ふるさとを愛する心を育てます。また、地域住民が学んだことを活かせるような場づくりを支援します。

学校や家庭、地域、行政が連携・協働・融合したネットワークを形成し、市民一体となった教育体制を構築します。

〈主な事業・取り組み〉

- 郷土の偉人紹介本作成
- ふるさと再発見事業
- つなぐ、つながる事業（三代交流事業、通学合宿支援）
- ふるさと教育推進事業
- 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業
- 土曜学習支援事業
- 自然体験活動の推進

目標	現状値	目標値	目標の説明
ふるさと郷育ネットワーク団体数の増加	平成26年度 3団体	平成33年度 9団体	中学校区でふるさと郷育を協議するネットワーク団体の数
<u>学校支援活動に参加したボランティア人数の増加</u>	平成26年度 7,528人	平成33年度 8,500人	<u>学校支援地域本部事業のボランティアの延べ参加者数</u>

※ 「ふるさと郷育」 浜田市の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を推進するため、浜田市の理念として、ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換えた「郷育」という言葉を用いて、「ふるさと郷育（きょういく）」とします。

② 公民館における人材育成と拠点整備

公民館の役割を明確にし、地域課題の解決に資する人づくりを目指した学びの機会を充実します。

地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取り組みを支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進めます。

また、社会教育を推進する拠点施設として、公民館施設の改修や整備を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 公民館活動推進事業
- 地域課題の解決支援事業
- 人権学習活動
- 公民館施設改修事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域課題の解決支援事業を実施する公民館数の増加	平成26年度 3 公民館	平成33年度 26 公民館	「地域課題の解決支援事業」に取り組む公民館の数

③ 図書館サービスの充実

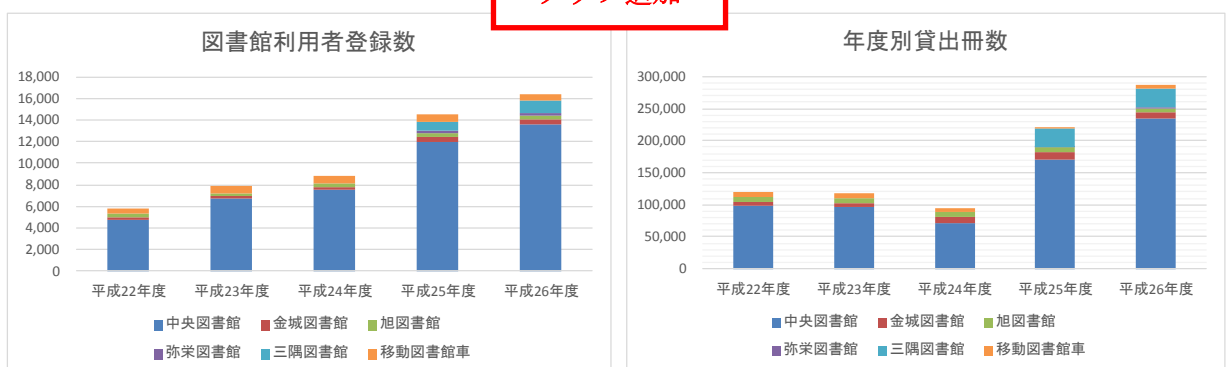
幅広い世代に図書館を利用してもらい、読書活動が進むよう、郷土の歴史や風俗、人物等に関連する資料の収集などを含め、様々な分野においてバランスある図書の所蔵に努めます。

また、「ラ・ブック号」による移動図書館自動車の運行や公民館等に設置する簡易閲覧所のサービスを行うなど、きめ細やかな図書館サービスの充実に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 「特集展示」コーナーの充実
- ボランティア登録者数の増加
- 移動図書館車の継続的運行
- こどもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業

グラフ追加



目標	現状値	目標値	目標の説明
図書館利用登録率の増加	平成26年度	平成33年度	市民の図書館利用者カード登録者の割合
	34.3%	40%	
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	平成26年度	平成33年度	市民一人当たりの年間の図書貸出冊数
	5.0 冊	7.0 冊	

4 生涯スポーツの振興

(1) 現状と課題

- 市民のスポーツに対するニーズや関わり方は、高度化・多様化しています。
- 一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。
- 各スポーツ施設の老朽化に伴い、施設の移設を含め、整備・改修を検討する必要があります。

(2) 基本方針

- 幼児から高齢者までのそれぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 各種スポーツ少年団や競技団体等と連携し、スポーツ精神の高揚と競技力の向上を図ります。
- 高齢者をはじめとした市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備します。

(3) 主要施策

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる機会の充実に取り組みます。

また、スポーツリーダーの人材育成と資質の向上に取り組み、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によるスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実に図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 総合スポーツ大会の開催

目標	現状値	目標値	目標の説明
総合スポーツ大会参加者の増加	平成26年度	平成33年度	総合スポーツ大会への年間参加者の数
	2,623人	<u>4,000人</u>	

② スポーツ精神の高揚と競技力の向上

スポーツ少年団活動や「JFA夢の教室」の開催を通じて、年少者に対する礼節の尊重や友情を育む心を養う等のスポーツ精神の高揚を図ります。

また、各種大規模大会を誘致し、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、トップアスリートによる教室を開催するなど、高いレベルのスポーツに触れる機会の充実に向けて取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 「JFA夢の教室」の開催
- トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催

目標	現状値	目標値	目標の説明
トップアスリート教室の開催回数の増加	平成26年度	平成33年度	トップアスリートによる教室の年間開催回数
	2回	<u>4回</u>	

③ スポーツ・レクリエーション環境の整備

地域住民に学校体育施設を開放し、身近で使いやすい施設運営を進めます。

市民が気軽にスポーツに親しむ場として、既存の施設や組織を活用し、学校の運動部活動との連携を図り、各種スポーツ活動を推進します。

また、各種軽スポーツ活動を活かした生きがいきづくり活動を推進します。

一方で、老朽化した各施設や設備の安全対策と計画的な整備・充実に努めます。特に東公園内の運動施設については、移転も含め整備の検討を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 学校開放事業
- 軽スポーツ活動の推進

目標	現状値	目標値	目標の説明
軽スポーツ教室の開催回数の増加	平成26年度	平成33年度	市が主催する軽スポーツ教室の年間開催回数
	6回	<u>12回</u>	

5 歴史・文化の伝承と創造

(1) 現状と課題

- 市民が歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、市民参加型のイベントなどを実施し、文化・芸術活動の活性化を図る必要があります。
- 本市の石見神楽をはじめとする伝統文化や天然記念物、史跡等の多くの文化財を保存し、活用するとともに、次世代へ継承していく必要があります。
- 石央文化ホールや美術館、資料館などの文化芸術活動施設は、利用者が減少傾向にあり、魅力ある企画や展示を行うとともに子どもの頃から芸術文化に親しめる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 基本方針

- 市民が日常的に芸術・文化に触れられる環境づくりを進めるとともに、市民が主体となった文化活動を推進します。
- 郷土の歴史や文化財の調査、保存、管理を行い、潤いとゆとりを育み、地域性に富んだ文化の振興に努めます。
- 平成31年の浜田開府400年を迎えるにあたり、地域の歴史・文化の保存と振興に努めます。

(3) 主要施策

① 芸術・文化の振興

石央文化ホールの収容力を活かして、大・中規模な公演や市民参加型イベントなどを開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の充実に取り組みます。

世界こども美術館や石正美術館において、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高めます。

美術展や文化祭などの市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動を推進するとともに、施設の利用促進に努めます。

子どもたちに本物の芸術を鑑賞してもらえるよう、各種助成制度を活用した巡回公演等の開催支援を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 石央文化ホールの管理運営
- こども美術館の管理運営
- 石正美術館の管理運営
- 文化振興事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
石央文化ホール利用者数の増加	平成26年度 51,560人	平成33年度 55,000人	石央文化ホールの年間利用者数
市内美術館における創作活動等の受講者数の増加	平成26年度 9,763人	平成33年度 10,000人	市内美術館でワークショップ、創作活動、講座等によって芸術に触れる人数

② 伝統文化の保存と継承

地域で受け継がれ、守られている石見神楽や田囃子等、伝統文化の保存・継承について、展覧会の開催や伝統文化フェスティバルの実施等により推進します。

また、伝統芸能等の体験機会を拡大するとともに、各種助成制度を活用して後継者の育成等を支援します。

〈主な事業・取り組み〉

- 文化振興事業

③ 文化財の調査・保存と活用

専門機関や識見者と連携して貴重な文化財や遺跡の計画的な調査と保存を進めるとともに、郷土の偉人の業績などの再発見と周知に努めます。

また、文化財の分布状況や価値などの調査・研究成果を市民に分かりやすく情報発信し、観光ルートや学習教材として活用し、地域への愛着や誇りが持てるように意識の醸成に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 文化財保存事業
- 市内遺跡発掘調査事業
- 各指定文化財の管理
- 市誌編纂事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
文化財の指定・登録件数の増加	平成26年度	平成33年度	国、県、市が指定した文化財の件数
	66件	70件	

④ 地域文化の交流拠点づくり

平成31年の浜田開府400年を機に、浜田や石見神楽の歴史、ユネスコ無形文化遺産「石州半紙」等の伝統文化資源を活用し、浜田の魅力を市内外に発信できる地域文化交流拠点を整備します。

〈主な事業・取り組み〉

- (仮称) **浜田**歴史**神楽**館整備事業
- 浜田城周辺整備事業

IV 自然環境を守り活かすまち

(環境部門)

美しく豊かな自然環境を引き継ぐため、適切なリサイクル推進に努めるとともに、自然エネルギーの活用を推進するまちを目指します。

【担当部】

・地域政策部・産業経済部
・市民生活部・都市建設部

1 特性を活かした景観形成の推進

主要施策	目標数	事業数
① 景観計画、条例の施行		1
② 景観づくりの推進	1	2
③ 自然景観保全の推進		2

2 環境保全と快適な住環境づくりの推進

主要施策	目標数	事業数
① 市民による美化活動の推進	1	1
② 環境教育活動の推進	1	2
③ 生活関連施設整備の推進		2
④ 動物愛護の推進		2

3 地球温暖化対策の推進

主要施策	目標数	事業数
① 再生可能エネルギーの導入促進		2
② エコライフスタイルの推進	1	2

4 循環型社会の構築

主要施策	目標数	事業数
① 4つの「R（アール）」によるごみの減量化の推進	2	2
② 廃棄物の適正な処理の推進		2

合計 6 20

1 特性を活かした景観形成の推進

(1) 現状と課題

- 本市は、海と砂浜が織り成す美しい海岸線と、緑豊かな山河などの自然や、先人から引き継いできた歴史文化遺産など、多くの景観資源を有しています。
- これらの景観資源を守り、育て、創造し、次の世代に伝える必要があります。
- そのためには、市民、事業者、市民団体、行政等が共通の認識に立ち、連携と協働による景観づくりを推進する必要があります。

(2) 基本方針

- 景観法に基づく浜田市景観計画や条例を制定し、一定規模以上の建築、工作物の新築、増改築や開発行為等の届出により、良好な景観形成を誘導します。
- 本市の良好な景観を形成する公共施設の整備や維持管理を行うとともに、情報発信や普及啓発活動等を通じて、市民、事業者、市民団体、行政等が連携した協働による景観づくりを推進します。
- 市民の心に安らぎと潤いを与える緑豊かな景観づくりを推進するため、市民の景観づくり意識の醸成を図るとともに、市民との協働による自然景観の保全や緑や花があふれるまちづくりを進めます。

(3) 主要施策

① 景観計画、条例の施行

市全域を景観区域とし、更に代表する優れた景観や眺望を有する地区、良好な景観を創っていく地区、地域住民の意識やまちづくりの機運が高い地区を重点地区として指定し、良好な景観の形成の促進を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 景観計画、条例の施行

② 景観づくりの推進

景観計画の重点地区等において、景観形成住民協定、景観協定等を締結する地区を中心に景観形成の支援を行い、景観づくりの推進を図ります。

また、空き家については、景観保全と危険防止の観点から、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者等に対して適正な管理に務めるよう啓発を行います。

都市計画の用途地域内において、公道沿いに緑や花があふれる景観づくりを推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 景観づくり事業
- 緑と花の沿道推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
緑と花の沿道推進事業実施件数の増加	平成26年度	平成33年度	事業に取り組んだ累積実施件数
	89件	124件	

③ 自然景観保全の推進

リアス式と砂浜の海岸線、「日本の棚田百選」に選定されている棚田などの農地や里山集落など、自然豊かな景観の保全に努め、集落美化活動、道路・河川愛護活動、遊休地や山林の植栽活動を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 棚田等農地保全整備事業
- 美化活動の推進

2 環境保全と快適な住環境づくりの推進

(1) 現状と課題

- 先人によって守られてきた豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、また快適な住環境を確保するためには、市民一人ひとりが環境保全・美化に対する意識を高め、行政、市民、事業者、関係団体等が協働した取り組みが求められています。
- 浜田浄苑や火葬場等の生活関連施設は、老朽化が進んでいることから、長寿命化や統廃合等の対策を講ずる必要があります。
- 少子高齢化や核家族化の進展に伴い、犬猫等のペットを飼養する家庭が増加する一方で、鳴き声や糞尿放置、放し飼いなどによるトラブルの事例も発生しています。

(2) 基本方針

- 市民による美化活動が自発的に行われるよう、情報発信や啓発・教育活動に取り組み、地域や関係機関等と連携を深めて環境の保全・保護に努めます。
- 身近な住環境の快適性を確保するため、生活関連施設を整備するとともに、市民の自発的な環境美化活動や動物愛護を推進します。

(3) 主要施策

① 市民による美化活動の推進

快適な住環境を確保するため、地域のサークルや団体によるボランティア活動を支援し、市民の美化活動推進に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 環境アダプトプログラム推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
環境アダプトプログラム登録団体数の増加	平成26年度	平成33年度	環境アダプトプログラムへの登録団体数
	29 団体	35 団体	

② 環境教育活動の推進

環境清掃指導員の育成研修会や公民館、学校等での環境に関する出前講座を開催します。

〈主な事業・取り組み〉

- 環境リーダー研修事業
- 環境出前講座の開催

目標	現状値	目標値	目標の説明
環境出前講座の開催回数増加	平成26年度	平成33年度	出前講座の通算開催回数
	0 回	30 回	

③ 生活関連施設整備の推進

浜田浄苑は平成9年2月の供用開始から18年が経過し、機械設備等の耐用年数が経過しているため、施設の長寿命化に取り組みます。

また、市内4箇所を設置している火葬場については、老朽化に伴い順次統廃合を進めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 浜田浄苑環境整備事業
- 三隅火葬場増改築事業

④ 動物愛護の推進

動物の愛護や遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての意識啓発に努めます。

また、犬の飼養者等に対する狂犬病予防注射や飼い方教室等の実施に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 狂犬病予防対策事業
- 犬の飼い方教室の実施

3 地球温暖化対策の推進

(1) 現状と課題

- 二酸化炭素の排出や森林の伐採等により、地球温暖化は進行し、海面上昇や異常気象を招くなど、今なお全世界的な問題としてその対策が求められています。
このため、自然エネルギーの利用や省エネルギー推進のために、個人や家庭、市民団体・グループ、事業所等における足元からの活動が不可欠となっています。
- 公共施設に太陽光発電システムやバイオマス発電設備を整備するなどの取り組みを行ってきましたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

- 市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、地球環境にやさしく、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指して、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に努めます。

(3) 主要施策

① 再生可能エネルギーの導入促進

住宅用太陽光発電システムの設置支援を行うとともに、太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの企業等による導入に対する支援や行政による施設活用を行い、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、再生可能エネルギーへの理解とその普及に努めるため、地域、事業者、行政が協働したエネルギー・環境教育の取り組みに向けて検討を進めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 住宅用太陽光発電システム設置補助
- 公共施設等における再生可能エネルギー設備導入

② エコライフスタイルの推進

国の新たな二酸化炭素削減目標等を踏まえた活動を公益財団法人しまね自然と環境財団やエコライフ推進隊等と協働で取り組み、市民への有用な情報も広く発信し、エコライフを啓発していきます。

〈主な事業・取り組み〉

- もったいない推進事業
- マイバッグ持参運動の推進

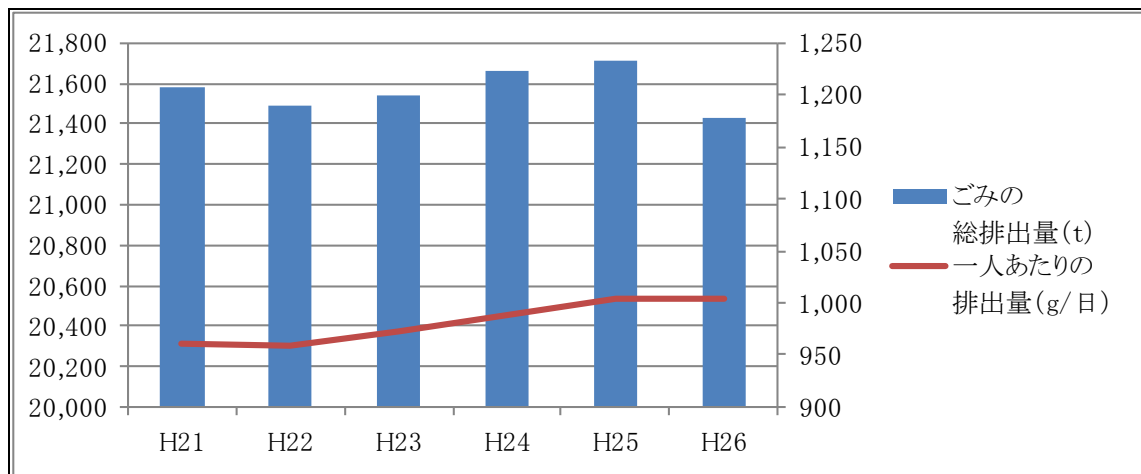
目標	現状値	目標値	目標の説明
<u>はまだ</u> エコライフ推進隊の会員数の増加	平成26年度 143 <u>会員</u>	平成33年度 <u>190 会員</u>	<u>はまだ</u> エコライフ推進隊の会員数

4 循環型社会の構築

(1) 現状と課題

- 国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法を制定以降、処理・処分を中心としたシステムから、ごみの減量と、有効利用を図ることにより環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指しています。
- 市民や事業者の意識の醸成を図りながら、ごみの排出抑制や減量化、資源化を積極的に進めていますが、市民一人あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、引き続き深化した取り組みが求められています。
- 平成23年度から不燃ごみの被覆型埋立処分場の供用を開始しましたが、廃プラスチックの処分方法や高齢者にとって分かり易いごみの分別収集も含め、その延命のための対策を研究する必要があります。

■ごみの総排出量と一人あたり一日平均排出量の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ごみの総排出量 (t)	21,580	21,488	21,536	21,659	21,709	21,427
一人あたりの排出量 (g)	961	958	972	989	1,003	1,004
リサイクル率 (%)	25.3	24.1	24.6	24.0	24.0	23.7

(2) 基本方針

- 地域で循環型社会を構築するため、ごみの減量化や資源化に関する意識啓発に努め、資源を有効活用する地域循環システムの形成を目指します。

(3) 主要施策

① 4つの「R（アール）」によるごみの減量化の推進

ごみを減らす「4R」に取り組み、環境にやさしい、無駄のない暮らしを目指すため、市民の自主的な取り組みが広がるように各種啓発活動や情報提供等を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 生ごみ処理機購入費の助成
- もったいない推進事業

◎R e f u s e（リフューズ）：ごみになるものは断る
 買い物にはマイバッグを持って、過剰包装を断ります。

◎R e d u c e（リデュース）：ごみを減らす
 シャンプー等は、詰め替え用で補充します。

◎R e u s e（リユース）：繰り返し使用する
 （何度でも洗って使える）リターナブル容器に入ったものを選びます。

◎R e c y c l e（リサイクル）：再生して利用する
 廃食用油、古着・古布等の拠点回収リサイクル事業を利用します。

目標	現状値	目標値	目標の説明
市民一人あたりのごみ排出量の減少	平成26年度 1,004 g	平成33年度 967 g	総ごみ排出量÷本市人口÷365日
ごみのリサイクル率の増加	平成26年度 23.7%	平成33年度 24.6%	(直接資源化量+中間処理後資源化量)÷総ごみ排出量×100

② 廃棄物の適正な処理の推進

ごみの飛散がない環境配慮型の被覆型埋立処分場を有効に利用し、環境への負荷の少ない適正なごみ処理を行います。さらに、ごみ焼却の過程で出るスラグの再利用に努めるとともに、廃プラスチックの焼却による埋立処分場の延命化を目指します。

また、後を絶たない不法投棄については、防止のための環境パトロールの強化や監視カメラの設置、意識啓発に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- ごみ処理対策事業
- 不法投棄ごみゼロ運動

V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち

(生活基盤部門)

生活の基盤となる道路や鉄道、港湾などの交通基盤を充実するとともに、情報通信基盤を整備し、快適に暮らせるまちを目指します。

【担当部】 ・総務部
・地域政策部・産業経済部
・都市建設部・上下水道部

1 道路環境の整備

主要施策	目標数	事業数
① 山陰道（浜田～益田間）の整備促進	2	2
② 県道改良事業の促進	1	2
③ 農道、広域基幹林道整備事業	2	3
④ 市道改良事業	5	5

2 公共交通の充実

主要施策	目標数	事業数
① わかりやすい公共交通ネットワークの構築	2	4
② 交通弱者にやさしい移動手段の確保	1	3
③ 利用しやすい交通環境の整備	1	2

3 地域情報化の推進

主要施策	目標数	事業数
① GIS（地図情報システム）情報の公開推進	1	1
② クラウド化の推進	1	2
③ システムの安全性・継続性の確保	1	2
④ 携帯電話不感地域の解消	1	1

4 充実した都市基盤の整備

主要施策	目標数	事業数
① 浜田駅周辺整備		3
② 城山公園整備		2
③ 市役所周辺整備		2

5 快適な生活基盤の整備

主要施策	目標数	事業数
① きれいで安全な水道水の供給	1	4
② 快適な生活環境づくりに向けた下水道の整備	1	2
③ 住みやすい住宅環境の整備		5
④ まちづくりの基本である地籍の明確化	1	1

合計 21 46

1 道路環境の整備

(1) 現状と課題

- 国道、県道及び広域農道などの主要幹線道路は、逐次改良が進められています。これらの道路と山陰道を早期に結ぶ高速ネットワークの整備が期待されています。
- 市道や農林道は、地域に密着した生活道であり、快適な生活を送るためには整備が必要です。

(2) 基本方針

- 高速ネットワークの整備に向け、山陰自動車道の早期整備を推進します。
- 快適な市民生活を確保し、地域の産業振興を図るため、自治区間を20分で連絡する地域内道路ネットワークを整備するとともに、緊急車両が円滑に通行できる市道の改良を促進します。

(3) 主要施策

① 山陰道（浜田～益田間）の整備促進

山陰道は、地域経済の発展や福祉・医療における活動に必要不可欠であり、災害時において国道9号の代替路線として機能する重要な道路であることから、早期整備を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 浜田三隅道路
- 三隅益田道路

目標	現状値	目標値	目標の説明
浜田三隅道路の全線開通	平成26年度	平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田三隅道路全線 14.5Kmの供用開始 ・<u>石見三隅ICの供用開始</u>
	一部供用開始	平成28年度供用開始	
三隅益田道路の全線開通	平成26年度	平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> ・三隅益田道路全線 15.2Kmの供用開始 ・<u>(仮称) 岡見ICの供用開始</u>
	事業中	供用開始	

② 県道改良事業の促進

主要地方道や一般県道は、広域的な観光ルートを形成するとともに、各支所間を連絡する重要な幹線道路であることから、道路改良を促進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 国道186号、浜田八重可部線、浜田美都線、三隅美都線、田所国府線、桜江金城線、弥栄旭インター線
- 三隅井野長浜線、今福芸北線、美川周布線、黒沢安城浜田線、佐野波子停車場線、一ノ瀬折居線、益田種三隅線

目標	現状	目標	目標の説明
県道改良促進	平成26年度	平成33年度	14路線の内7路線、13工区の完了をめざす。
	14路線 (21工区)	7路線 (8工区)	

③ 農道、広域基幹林道整備事業

農産物や林産物の搬出に重要な役割を果たしていることから、道路整備を促進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 一般農道田原地区
- 一般農道はまだ中央地区、櫛田原地区
- 林道足尾線、金城弥栄線、三隅線

目標	現状値	目標値	目標の説明
農道整備促進	平成26年度	平成33年度	3路線合計の整備率 (3路線完了)
	69%	100%	
林道整備促進	平成26年度	平成33年度	3路線合計の整備率 (3路線の内1路線完了)
	78%	90%	

④ 市道改良事業

策定された道路計画に基づき、着実に整備を進めます。幅員狭小の行き止まり道路については、回転場の整備を行います。

〈主な事業・取り組み〉

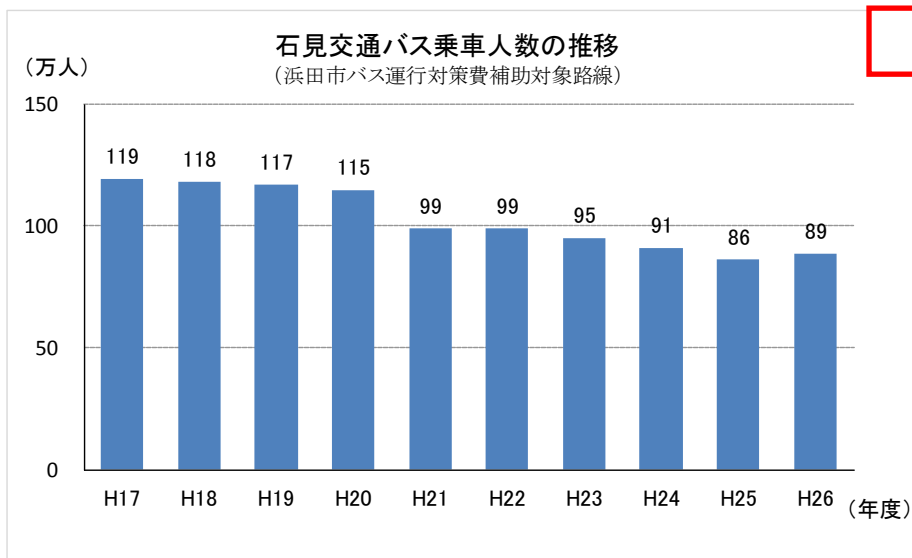
- 市道浜田527号線道路改良
- 市道小国峠線道路改良
- 市道戸地線道路改良
- 市道谷線走路改良
- 市道白砂1号線道路改良

目標	現状値	目標値	目標の説明
市道浜田527号線道路改良	平成26年度	平成33年度	浜田自治区 浜田駅周辺の市道を整備し、駅南北の連絡を円滑にする。
	0%	100%	
市道小国峠線道路改良	平成26年度	平成33年度	金城自治区 狭小な市道の改良を行う。
	0%	50%	
市道戸地線道路改良	平成26年度	平成33年度	旭自治区 集落間を結ぶ幹線市道の整備
	10%	40%	
市道谷線道路改良	平成26年度	平成33年度	弥栄自治区 主に突角剪除を行う。
	0%	50%	
市道白砂1号線道路改良	平成26年度	平成33年度	三隅自治区 急カーブ、狭小市道の改良、及び集落の環状機能の充実を図る。
	30%	50%	

2 公共交通の充実

(1) 現状と課題

- 自家用車の普及・拡大と人口減少の影響により、路線バス等の公共交通利用者は、年々減少傾向にあります。
- 一方で、自家用車を運転できない交通弱者にとって、公共交通は、生活に必要不可欠なサービスです。中でも特に、高齢者が安心して生活（通院・買い物等）できる交通手段の確保や移動支援策の構築は、早急に取り組むべき課題となっています。
- また、将来にわたって安心して利用できる持続可能な公共交通サービスを展開するためには、市の財政負担の軽減に努めるとともに、公共交通の利用促進に取り組む必要があります。



グラフ追加

(2) 基本方針

- 市民・交通事業者・行政の協働により、高齢者等の交通弱者が安心して生活できる持続可能な公共交通網の構築に取り組みます。

(3) 主要施策

① わかりやすい公共交通ネットワークの構築

通勤・通学・通院・買い物等の市民生活に必要な路線バスや予約型乗合タクシー等の公共交通を確保します。

また、地域ニーズへの対応と財政負担の軽減を念頭に、既存の交通サービスの見直し等を行い、より効率的でわかりやすい公共交通網への再編に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 路線バス利用促進事業
- 生活路線バス運行事業
- 予約型乗合タクシー運行事業
- 地域公共交通再編事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
生活路線バス 1 便当たり利用者数の維持	平成 26 年度	平成 33 年度	生活路線バス 1 便当たりの年間利用者数
	2.0 人/便	2.0 人/便以上	
予約型乗合タクシー1 便当たり利用者数の維持	平成 26 年度	平成 33 年度	予約型乗合タクシー1 便当たりの年間利用者数
	1.8 人/便	1.8 人/便以上	

② 交通弱者にやさしい移動手段の確保

地域や交通事業者と連携して、高齢者等の交通弱者に配慮した「ドア・トゥ・ドア型」の移動手段の確保に取り組みます。

また、敬老乗車券交付事業の本格導入により、運賃負担を軽減し、高齢者等が外出しやすい環境づくりに努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 予約型乗合タクシー運行事業
- 自治会等輸送活動支援事業
- 敬老乗車券交付事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
輸送事業に取り組む地域自主組織数の増加	平成 26 年度	平成 33 年度	主体的に輸送事業に取り組む地域自主組織の数
	1 団体	3 団体	

③ 利用しやすい交通環境の整備

バス停の待合環境の改善や、乗り継ぎしやすいダイヤの設定、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等、公共交通利用者の利便性向上に取り組みます。

また、商業施設と連携した新たな利用促進の仕組みづくり等を推進し、公共交通利用者の減少抑制に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域公共交通再編事業
- 生活路線バス車両整備事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
環境整備を実施したバス停数の増加	平成 26 年度	平成 33 年度末	市がベンチや上屋の設置等、環境改善に取り組んだバス停数の累計
	3 か所	6 か所	

3 地域情報化の推進

(1) 現状と課題

- 全市に光ケーブル網を設置し、CATV網と携帯基地局の整備を積極的に進めるなどした結果、高速情報通信基盤の整備は概ね完了しています。
- IT技術は日進月歩で進展しており、IT技術を活用した施策は地域の活性化に大きく影響することから、更なる施策の展開が必要となっています。
- ITを活用した行財政改革のための分析提案を行い、防災防犯、コミュニティ活性化、産業の振興、観光交流の促進、医療・福祉の充実、学力の向上などに寄与することが必要です。

(2) 基本方針

- 既に整備した高速情報通信環境とIT技術を活用し、より利便性・経済性・安全性・継続性の向上したシステムやサービスの提供を目指します。

(3) 主要施策

① GIS（地図情報システム）情報の公開推進

地図情報に関連した情報の公開を行います。
特に、市民にとって有益な「AEDの設置場所」、「ハザードマップ」、「避難所マップ」等、災害関連情報の提供を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 統合型GIS管理事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
市民向けのGIS情報提供	平成26年度	平成33年度	市民向け公開レイヤー数
	0	14	

② クラウド化の推進

クラウドサービスを活用することで、コストの削減を図りつつ住民サービスの向上を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 基幹系システム次世代化事業
- 情報ネットワークシステム再構築事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
各種システムのクラウドサービスへの切り替え	平成26年度	平成33年度	庁内システムをクラウドサービスに切り替えた件数
	2件	7件	

③ システムの安全性・継続性の確保

社会保障・税番号制度（マイナンバー）が開始される中で、セキュリティ対策の重要性はこれまで以上に増大するため、適切な投資を行います。

また、自然災害や火災などの緊急事態においても公共サービスの継続・早期復旧を可能とするため、情報システムのBCP（事業継続計画）を策定します。

〈主な事業・取り組み〉

- 基幹系システム次世代化事業
- 情報ネットワークシステム再構築事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
BCP（事業継続計画）の策定・運用	平成26年度	平成33年度	BCP計画を策定する
	未策定	策定	

④ 携帯電話不感地域の解消

携帯電話やスマートフォンは日常生活の様々な場面で活用されており、災害時や緊急時の連絡手段としても重要視されていることから、どこの地域でも利用できる環境が必要になっています。

このような移動型通信機器の環境整備は、必要不可欠な地域の生活基盤として捉え、不感地域の解消に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 移動用通信鉄塔整備事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
携帯電話不感地域の解消	平成26年度	平成33年度	携帯電話が利用できない集落の数
	8集落	0集落	

4 充実した都市基盤の整備

(1) 現状と課題

- 核家族化、モータリゼーションの進展等から、平地が少ない本市は、郊外での開発等による人口流出が進み、中心市街地の空洞化が懸念されます。
- 人口減少、少子高齢化が進む中、市街地の拡大を抑制し、これまでに整備してきた社会資本ストックを有効に活用するとともに、中心市街地や地域生活拠点に都市機能を誘導し、充実することにより、効率的でコンパクトな都市づくりを進める必要があります。

(2) 基本方針

- 既存の都市基盤施設の有効活用を図るとともに、中心市街地並びに各地域生活拠点を中心とした都市機能の誘導、充実によるコンパクトでまとまりのある集約型市街地の形成を図ります。
- 集約型市街地の形成を図るためには、魅力ある都市空間の形成が必要となります。浜田駅周辺、城山公園周辺、市役所周辺等を中心に魅力ある都市空間の形成を図り、利便性の向上と観光、交流人口の増加による賑わいの創出を図ります。

(3) 主要施策

① 浜田駅周辺整備

浜田駅を中心として土地区画整理事業や駅北開発を行い、土地利用が充実しつつあります。更なる南北一体化のための自動車動線の確保や本地区にふさわしい有効な土地利用の誘導等による賑わいの創出を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 市道浜田 555 号線改良
- 市道浜田 556 号線改良
- 土地の有効利用

② 城山公園整備

城山公園は、眺望に優れた桜の名所として多くの市民等に親しまれている中心市街地の貴重な都市基盤施設であることから、立地性や地域独自の資源として活用し、地域愛を深めるとともに、観光、交流の場となる整備を行い、市街地の魅力と賑わいの創出を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- (仮称) 浜田 歴史神楽館建設
- 環境整備

③ 市役所周辺整備

市役所、国の浜田法務総合庁舎等が立地する市役所周辺地区について、市民等に直結する行政機関等の集約化、高度化によるワンストップサービスの形成を目指します。

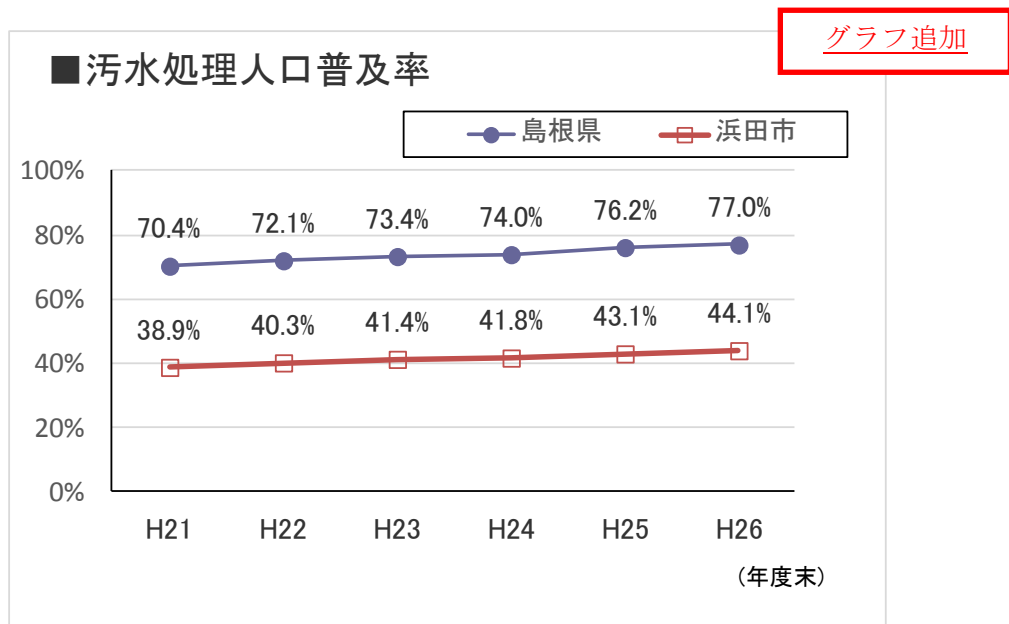
〈主な事業・取り組み〉

- 国、県、市の行政施設の合築
- 警察跡地の有効活用

5 快適な生活基盤の整備

(1) 現状と課題

- 水道事業は、国の方針に基づき平成28年度末に簡易水道事業を統合することになっており、統合に伴う経営基盤の強化や老朽管路の更新等が大きな課題となっています。
工業用水道は、中国電力三隅発電所及び誘致企業に工業用水を供給しています。
- 下水道事業は、集合処理や合併処理浄化槽など整備を行ってきましたが、市街地での下水道整備に未着手のため、市全体としては整備が進んでいない状況です。
(平成26年度末の汚水処理人口普及率 浜田市 44.1%、島根県 77.0%)



- 市営住宅は、老朽化した住宅が増えており、今後、これらの維持、管理、建替を含めた整備等を行うため、建替費用や修繕費用を抑制し、計画的・効率的な住宅施策を進める必要があります。
- 民間の木造住宅については、地震等の災害に備えるため耐震診断や耐震改修を行う必要があります。また、空き家については年々増加しており、安全性の観点から適正な管理が求められています。
- 本市の地籍調査は、平成26年度末で約40%の進捗率であり、全国平均の約51%を下回っています。特に、過疎・高齢化が進む中山間地域においては、山林の荒廃と境界の不明化が進み、境界の確認が困難になることが危惧されており、地籍調査の早急な実施が必要です。

(2) 基本方針

- 水道事業は、引き続き市民が安心して水道を利用できるよう、事業の統合や施設の効率的な整備を進めます。
- 下水道事業は、市街地での公共下水道整備に積極的に取り組むとともに、既存の集合処理事業への接続率の向上や合併処理浄化槽設置への助成継続に努め、地域の実情に応じた手法により整備を進めます。
- 市営住宅等の整備については、浜田市住宅マスタープランや浜田市公営住宅等長寿命化計画に基づき、良好な居住環境を保全するために、既存住宅の適切な管理と維持保全を行いつつ、社会情勢の変化により多様化する住宅ニーズに対応した住宅施策を進め、市民生活の安定と社会福祉の増進に努めます。
- 浜田市建築物耐震改修促進計画に基づき民間の木造住宅の耐震化を図ります。また、空き家の適正な管理に関する啓発を行い、住みやすい環境の整備に努めます。
- 地籍調査については、境界トラブルの未然防止、登記手続きの簡素化、土地取引の円滑化、公共事業の迅速な推進を図るため、計画的に事業を進めます。

(3) 主要施策

① きれいで安全な水道水の供給

簡易水道事業を統合し、全市一つの水道事業として運営します。きれいで安全な水道水を市民に供給することは水道事業の使命ですが、独立採算が原則のため、今後も安定的に水道水を供給するためには経営基盤の強化が必要であり、水道料金の改定・統一を行います。

また、水道水の安定供給のため、管路更新計画を策定し、老朽管等の計画的な更新・改良に努めます。

特に、**浜田**医療センターをはじめとした主要医療機関等への管路更新を優先して取り組みます。

工業用水道は、三隅発電所2号機の建設計画に合わせて必要な水量を供給します。

〈主な事業・取り組み〉

- 簡易水道事業の水道事業への統合
- 水道料金の改定（全市統一）
- 老朽施設の更新や耐震化
- 三隅発電所2号機への工業用水の配水

目標	現状値	目標値	目標の説明
管路の耐震化率の増加	平成25年度	平成33年度	災害拠点病院等の重要給水施設への耐震管路の割合 H25 延長 324,510m H33 延長 330,000m
	10.5% (33,973m)	21.2% (70,000m)	

② 快適な生活環境づくりに向けた下水道の整備

中心市街地における公共下水道整備については、最優先で実施し、平成30年度には工事着手ができるよう事業推進に努めます。特に本市は、国土交通省の低コスト型下水道整備モデル都市に選定されており、国土交通省と直接協議しながら、概ね30年程度で整備完了となるよう円滑な事業推進に取り組みます。

下水道事業は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業であり、これまでに整備を進めてきた公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業への接続をさらに推進するとともに、個人への合併処理浄化槽設置助成事業を行うなど、地域に応じた快適な生活環境づくりに向けた取り組みを行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 市街地における公共下水道事業の推進
- 合併処理浄化槽設置助成事業（個人設置）

目標	現状値	目標値	目標の説明
汚水処理人口普及率の増加	平成26年度	平成33年度	汚水処理施設が整備されている区域内人口の割合
	44.1%	51%	

③ 住みやすい住宅環境の整備

市営住宅の適正な配置と管理を目指し、平成28年度に浜田市住宅マスタープランを策定します。
その計画に基づき、老朽化した住宅の集約建替等
や用途廃止した住宅の解体を行います。

浜田市公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐久性を向上させる等の改修工事を行い、既存住宅の有効活用に努めます。

市内の木造住宅の耐震化や空き家の所有者に対する適正管理の意識啓発を行い、安全で良好な住環境の整備を推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 市営住宅適正配置事業
- 公営住宅等長寿命化改修事業
- 小福井住宅建替事業
- 木造住宅耐震化等促進事業
- 住宅リフォーム助成事業

④ まちづくりの基本である地籍の明確化

平成25年度に調査完了となった旭自治区を除く4自治区において、平成22年度から始まった第6次国土調査事業10箇年計画に基づき、目標達成に向けて積極的に事業に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 地籍調査事業
調査対象面積
A=667.64k㎡

目標	現状値	目標値	目標の説明
地籍調査実施済み面積の増加	平成26年度	平成33年度	第6次国土調査事業 10年計画（平成22年度～31年度）の目標値を2か年スライド
	266.89k㎡ (40.0%)	406.97k㎡ (61.0%)	

空白
(調整ページ)

VI 安全で安心して暮らせるまち

(防災・防犯・消防部門)

市民と行政が協働で、地域の防災や防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

【担当部】

・総務部
・都市建設部・消防本部

1 災害に強いまちづくりの推進

主要施策	目標数	事業数
① 住民への情報周知手段の確保・充実	2	2
② 共助による地域防災力の向上	1	1
③ 災害応急活動体制の整備	1	3
④ 防災事業の推進		2

2 地域防犯力の強化・交通安全対策の推進

主要施策	目標数	事業数
① 地域における防犯意識の高揚と犯罪のない地域社会の形成	1	2
② 安全で快適な交通環境づくり		2

3 消防・救急体制の充実

主要施策	目標数	事業数
① 消防本部・消防署の体制の強化		2
② 適切な救命処置と救急業務高度化への対応	1	4
③ 地域における救急救命体制の整備	2	2
④ 火災に強いまちづくり	<u>1</u>	2
⑤ 消防団の充実強化と消防本部・支所との連携強化		<u>3</u>

合計 9 25

1 災害に強いまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 本市は、過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われ、その教訓を活かした災害に強いまちづくりが求められており、より一層防災・減災対策を推進していく必要があります。
- 集中的な豪雨や竜巻、新型インフルエンザ等の新たな感染症、武力攻撃やテロ等、様々な危機への的確な対応が求められており、各種の危機情報や警報、避難の指示・誘導等の情報を市民に確実に伝える必要があります。
- 自助・共助・公助の考え方にに基づき、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の設立や活動支援を行い、地域における防災力の向上を図る必要があります。
- 国や県などの行政機関、電気通信や電力供給などの公共機関との連携体制の更なる強化、また、地域の事業者等と災害支援に関する協定の締結等により、災害応急活動体制の整備・充実を図る必要があります。

(2) 基本方針

- 「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、「災害に強い、安全で安心な活力あるまちづくり」を推進します。
- 浜田川総合開発と矢原川ダムの建設を推進するとともに、地すべりや土石流対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全対策等の防災事業を推進します。
- 生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域に関する様々な情報提供を進めます。

(3) 主要施策

① 住民への情報周知手段の確保・充実

災害発生時に最も重要なのは、早期避難等の住民の自主的な行動（自助）です。避難の判断をするためには、早くて正確な情報提供が必要です。

このため、防災行政無線屋外拡声子局の増設や、防災防犯メール登録者数の増加に努めるとともに、気象情報や避難準備情報等、より多くの住民の方への正確な情報伝達に努めます。

また、ハザードマップについては、必要に応じて最新の情報に更新し、見やすくわかりやすいものに改定します。

〈主な事業・取り組み〉

- 浜田市防災行政無線屋外拡声子局増設事業
- 防災無線等施設維持管理

目標	現状値	目標値	目標の説明
屋外子局数の増加（浜田自治区）	平成26年度	平成33年度	屋外拡声子局の数
	33局	53局	
防災防犯メール登録者数の増加	平成26年度	平成33年度	浜田市防災防犯メールに登録している者の数
	5,826人	10,000人	

② 共助による地域防災力の向上

災害発生時には、公的機関のみでは十分な対応ができないため、日頃から地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら防災活動に取り組む「共助」が必要となります。

このため、自主防災組織の設立を進め、未設立の地域に対しては、防災出前講座による啓発活動の実施や、防災資機材の購入費補助等により設立を支援します。

また、避難行動要支援者に対しては、地域住民が避難行動要支援者名簿を活用し、個別支援計画の作成ができるよう支援を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域安全まちづくり事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
自主防災組織の組織率の増加	平成26年度	平成33年度	世帯数に対する組織された地域の世帯数の割合
	46.5%	70.0%	

③ 災害応急活動体制の整備

災害発生又はそのおそれがある場合には、災害対策本部等において迅速・的確な応急対策を行う必要があるため、IP無線機等の導入や、県防災情報ネットワーク再整備等を進めるとともに、食料、飲料水、生活必需品、防災資機材等の備蓄を進め、指定避難所の適正配置や設備の改善に努めます。

また、住民参加型の総合防災訓練を関係機関と連携して実施し、災害対応に対する住民理解の向上に努めます。

海難（水難）事故については、海上保安部、警察署、民間団体等と協力し、迅速に対応できる体制の整備に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 備蓄物資配置事業
- 災害時連絡体制確保事業
- 県防災情報ネットワーク再整備事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
総合防災訓練参加者数の増加	平成26年度	平成33年度	市総合防災訓練に参加する関係者、市民の人数の累計
	600人	10,000人	

④ 防災事業の推進

二級河川浜田川流域の治水、利水対策として浜田川総合開発事業（第二浜田ダム建設及び浜田ダム再開発）を進めます。また、二級河川三隅川流域では既設の御部ダムと建設中の矢原川ダムの洪水調整により、過去に甚大な浸水被害を受けた三隅市街地を守ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 浜田川総合開発事業（県事業）
- 矢原川ダム事業（県事業）

2 地域防犯力の強化・交通安全対策の推進

(1) 現状と課題

- 近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式は多様化し、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になってきており、暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっています。
- 浜田警察署管内での犯罪は減少傾向にありますが、高齢者を狙った還付金詐欺や悪質な訪問販売、不審者による女性や子どもへの声かけ事案等は続いており、犯罪を未然に防止するために警察と関係機関、市民、地域が連携した地域ぐるみの防犯体制を強化する必要があります。
- 近年交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い傾向が続いています。今後ますます高齢化が進展する中、高齢者の交通事故防止活動を強力に推進し、きめ細かな高齢者支援対策を図る必要があります。
- 子どもの交通事故対策については、学校、保護者等と協力しながら交通ルールと正しい交通マナーを身に付けさせるための実践的な交通安全指導が必要です。また、見守り隊等のボランティア団体との連携、通学（園）路の危険箇所の把握・改善等により、登下校（登降園）時の交通事故等の防止を図る必要があります。

(2) 基本方針

- 犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めるとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という市民の防犯意識を高め、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- 交通安全施設の整備・拡充に努めるとともに、警察等の関係機関と連携し、市民に対する交通安全教育、啓発活動を推進します。

(3) 主要施策

① 地域における防犯意識の高揚と犯罪のない地域社会の形成

浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の基本理念に基づき、市民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を活性化し、連携が深まる活動を促進します。

また、子どもや高齢者等の防犯上配慮を要する人について、被害防止などの取り組みを進めるとともに、防犯設備士等の有資格者等を有効活用し、地域住民が連携して地域全体で子どもや高齢者等を見守る活動を促進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域安全まちづくり事業
- 協議会等負担金

目標	現状値	目標値	目標の説明
防犯出前講座の開催回数の増加	平成26年度	平成33年度	講座の年間開催回数
	6回	40回	

② 安全で快適な交通環境づくり

警察、交通安全協会、学校、交通指導員等と連携し、高齢者や子どもの年齢層に応じた交通安全教育を推進します。

また、広報やチラシの配布、市ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した広報啓発活動により交通安全意識の高揚を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 交通指導員配置事業
- 交通安全対策協議会助成事業

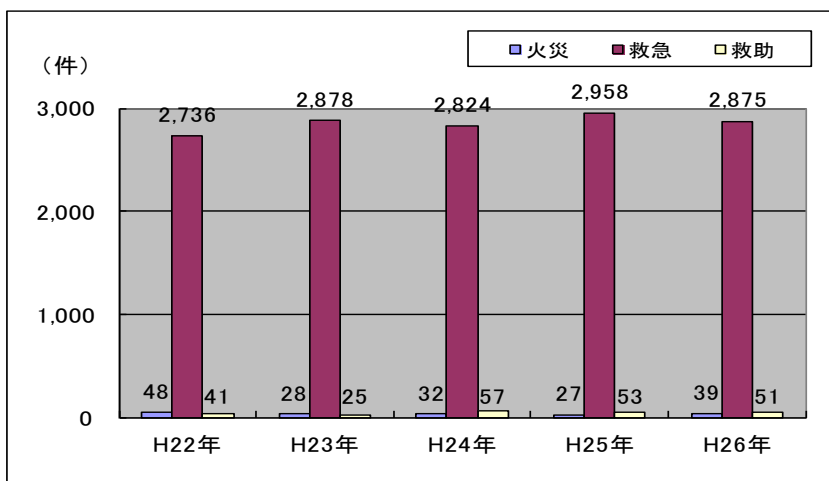


3 消防・救急体制の充実

(1) 現状と課題

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯が増え、また、地域のつながりが希薄になっていることから、救急や火災、その他の災害に対して地域での対応力が低下しています。
- 救急需要が増加しており、今後も高い水準で要請が続くことが予想されます。広い地域のどこであっても、迅速な病院前救護と円滑な救急搬送が行える体制を作る必要があります。
- 全国的に高齢者や子どもが犠牲になる火災が頻発しています。市民の防火意識の高揚を図り、住宅用火災警報器の普及を促すとともに、高齢者施設等への防火指導を強化し、火災を発生させない環境を作ることが重要となっています。
- 災害は、複雑化、多様化、また大規模化しています。これらの災害に備えるため、消防本部の出動体制の強化を図る必要があります。
さらに、本市が大きな被害を受けた時に備え、県内の消防相互応援協定や緊急消防援助隊等の早い要請と迅速な受入体制を構築するとともに、要請があれば、島根県隊として被災地に出動できる体制を維持していくことが課題となっています。
- 消防団員が減少し、高齢化が進む中、新たな団員を確保し、装備品や資器材を充実するなど、消防団の災害対応力の強化が必要となっています。

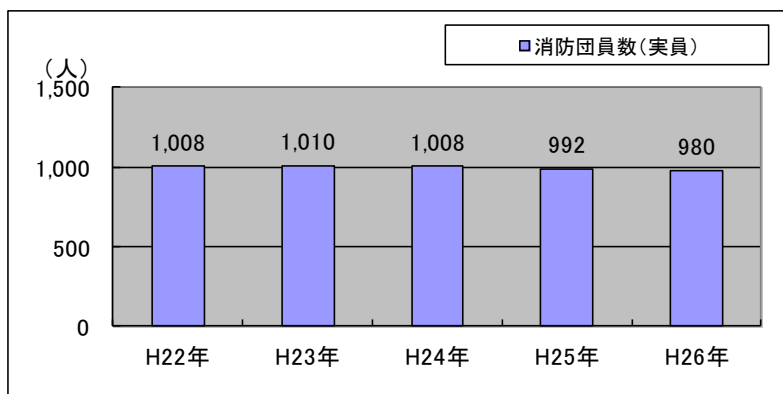
■消防署出動件数の推移



グラフ追加

※毎年1月～12月の実績による。

■消防団員数の推移



(2) 基本方針

- 市民との協働により、地域で安心して暮らせる救急救命体制を整備するとともに、火災や交通事故、その他の災害に迅速・的確に対応できるよう出動体制を整えるなど、消防本部の災害対応力の強化を目指します。
- 消防団を充実強化し、消防団と消防本部、支所、そして自主防災組織をはじめとする地域との連携を深めることにより、地域における防災力の強化を図ります。

(3) 主要施策

① 消防本部・消防署の体制の強化

消防職員の定数について、出動体制の強化を図るとともに、実動可能な人員を確保するため増員を検討します。今後予定される三隅発電所2号機の着工にあわせて、三隅出張所の増員を図ります。

また、建築後37年経過している消防本部庁舎について、移転新築を検討します。あわせて、消防署の体制・配置についても検討します。

〈主な事業・取り組み〉

- 実動可能人員の確保
- 三隅出張所の体制強化

② 適切な救命処置と救急業務高度化への対応

高規格救急自動車や救命資機材の充実を図り、ドクターヘリを有効に活用することで、より早く現場において救命処置が行える体制を作ります。

救急救命士を計画的に養成するとともに、病院実習を含めた生涯教育体制を構築し、質の高い救急業務を行います。

救急救命処置の拡大等、救急業務の高度化に対し、医療の立場から病院前救護の質を保証するための地域における体制の更なる充実強化を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- ヘリ臨時離着陸場の整備
- 救急救命士養成事業
- 気管挿管等病院実習事業
- 浜田・江津地区救急業務連絡協議会事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
救急救命士の資格取得者数の増加	平成26年度	平成33年度	消防職員における救急救命士の資格取得者数
	32名	38名	

③ 地域における救急救命体制の整備

市民への応急手当の普及を図るとともに、AEDの設置を促進します。

また、救命体制が整備された事業所等を認定した「まちかど救急ステーション」を増やし、市民と協働し、地域における救急救命体制を整備します。

〈主な事業・取り組み〉

- 応急手当の普及啓発事業
- まちかど救急ステーション認定事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
応急手当の講習受講者数の増加	平成26年度	平成33年度	生産年齢人口の約2割 (5人に1人)
	4,542人	5,000人	
まちかど救急ステーション認定事業所数の増加	平成26年度	平成33年度	毎年度20事業所を認定
	42事業所	180事業所	

④ 火災に強いまちづくり

市民の防火意識を高め、火災が起きない、たとえ起きても犠牲者を出さず被害を拡大させない環境づくりをすすめます。

そのため、自治会等における防火講話や消火訓練を積極的に開催するとともに、ケーブルテレビ等での広報やイベント会場での展示を通じて、火災の早期発見、早期避難に役立つ住宅用火災警報器や、初期消火に有効な住宅用消火器、着衣着火や延焼を防ぐ防災製品の普及に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 防火講話や消火訓練等の実施
- 住宅用火災警報器等の普及

目標	現状値	目標値	目標の説明
防火講話・消火訓練実施回数の増加	平成26年度	平成33年度	防火講話及び消火訓練の実施回数
	29回	50回	

⑤ 消防団の充実強化と消防本部・支所との連携強化

消防団充実強化法（平成25年）により、地域防災の中核と位置づけられる消防団の機能向上を図るため、装備、資器材の充実や消防団協力事業所の認定推進など、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、若者や女性の消防団員の加入を促進します。

また、各支所への消防職員の配置等、消防本部と支所との連携を強化し、地域の特性に配慮した防災事務を行う体制作りを検討し、地域における防災力の強化に努めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 消防団員教育
- 消防団協力事業所事業
- 支所防災自治課への消防職員の配置



空白
(調整ページ)

VII 協働による持続可能なまち

(地域振興部門)

市民や地域団体、企業、NPO、行政が協働し、地域課題の解決や新たな取り組みを進め、持続可能なまちを目指します。

【担当部】

- ・総務部
- ・地域政策部・教育部

1 地域コミュニティの形成

主要施策	目標数	事業数
① 市民との協働によるまちづくりの推進	1	3
② 地域コミュニティ支援の充実	1	4
③ 市民活動等への支援の <u>充実</u>	1	1

2 人がつながる定住環境づくりの推進

主要施策	目標数	事業数
① U・Iターン <u>定住支援制度の充実</u>	<u>2</u>	<u>4</u>
② <u>定住支援情報の受発信</u>	<u>1</u>	<u>3</u>
③ <u>空き家を有効活用した定住支援</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
④ <u>結婚活動支援の充実</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

3 大学等高等教育機関と連携した地域づくり

主要施策	目標数	事業数
① 大学等と市民との交流推進	1	3
② 大学等の知的資源活用	1	3
③ 大学等の学生支援	1	3

4 人権を尊重するまちづくりの推進

主要施策	目標数	事業数
① すべての人が大切にされる人権啓発の推進		3
② 子どもの命と人権を守る活動の推進	1	1

5 男女共同参画社会の推進

主要施策	目標数	事業数
① 男女がともに参画する社会の実現	1	1

合計 13 32

1 地域コミュニティの形成

(1) 現状と課題

- 各地域では、少子高齢化と人口減少の進行により、自治機能の低下や地域リーダー不足などにより地域活動は困難になってきており、市街地においては人口の空洞化が進んでいます。
- 公民館区や小学校区などを基本とした「地区まちづくり推進委員会」の組織化と活動支援に努めていますが、市街地においては組織化が進まず、中山間地域においては次代を担う若者の育成に苦慮している状況です。
- 今後、更なる住民自治を進めるためには、市民と行政が一体となった協働関係を築くとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを牽引する地域リーダーの育成やNPO・ボランティア団体との更なる連携の強化が必要です。

(2) 基本方針

- 地区まちづくり推進委員会などの住民自治組織や地域リーダーの育成支援に努めるとともに、地域の実情に応じた支援事業を実施することにより、地域の個性を活かした「地域の力」による市民主体のまちづくりを推進します。

(3) 主要施策

① 市民との協働によるまちづくりの推進

少子高齢化と人口減少が進む中で、市民の安心・安全な生活を維持するためには、市民の主体的な協力が重要であり、行政、民間、NPO等が協働したまちづくりを進める必要があります。

そのために、公民館の役割の一つである「ひとづくり」活動と連携しながら、市民主体のまちづくりへの機運の益々の醸成を図るとともに、「地区まちづくり推進委員会」の組織育成を推進します。

また、地域協議会に「まちづくり推進」に積極的に関わっていただく一方、定期的なフォーラムや講演会を実施し、市民の声を市政に反映させます。

〈主な事業・取り組み〉

- 地域協議会運営事業
- 協働推進事業
- まちづくりフォーラム等の研修会開催

目標	現状値	目標値	目標の説明
地区まちづくり推進委員会の組織率の増加	平成26年度 66%	平成33年度 90%	地区まちづくり推進委員会に参画する町内の組織率

② 地域コミュニティ支援の充実

「地区まちづくり推進委員会」が自主的に行う特色ある地域活動に対し、積極的な支援を行うとともに、必要に応じて活動拠点施設の整備に向けた検討を進めます。

さらに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担う“地域リーダー”の後継者づくりを進め、女性や若い世代など、多様な人材の育成支援に取り組みます。

また、地区まちづくり推進委員会が未設立の地区に対しては、町内会や自治会等に対して積極的に関わり、その地域の状況に応じた組織化への支援を行います。

さらに、地区まちづくり推進委員会、町内会、自治会間での、地域コミュニティ活動の情報交換の仕組みづくりや環境を整備し、地域間の相乗的な機運の醸成を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- まちづくり総合交付金事業
- 地域づくり振興事業
- 自治会活動等支援事業
- 人材育成研修会の開催

目標	現状値	目標値	目標の説明
人材育成研修会等の開催回数の増加	平成26年度	平成33年度	地域リーダー育成に関する研修会の年間開催回数
	2回	6回	

③ 市民活動等への支援の充実

NPO・ボランティア団体等の市民団体が行う公益活動の促進と、広く市民参加機会の創出を図るため、よりニーズに応じた支援となるよう、事業の見直しに取り組みます。

また、市民団体が有する専門的な知識や技能等が地域コミュニティ活動等において発揮できるように、地区まちづくり推進委員会などへの連携に向けた支援に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 市民協働活性化支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
<u>市民団体の補助事業申請件数の増加</u>	平成26年度	平成33年度	<u>市民協働活性化支援事業の年間実施件数</u>
	7件	15件	

2 人がつながる定住環境づくりの推進

(1) 現状と課題

- 進学や就職により都市圏などへ転出した人のUターンを促進するためには、働く場の確保や子育て支援策の充実が必要です。また、Iターン者を増やすためには、魅力ある独自の定住支援制度と地域における定住環境づくりが必要です。
- 空き家は増加傾向にあることから、地域や町内会等の機能を維持するためにも、U・Iターン者の住居利用をはじめとした空き家の有効活用が必要となっています。
- 少子化の要因の一つに晩婚化・未婚化が挙げられることから、独身男女の出会いの機会を増やすとともに、結婚までに結び付ける仕組みづくりが必要です。

(2) 基本方針

- U・Iターン希望者向けの就労体験などの定住支援制度を充実して「はまだ暮らし」の情報発信を積極的に行い、U・Iターン者の定住環境づくりを進めます。
- U・Iターン者や学生等の住居利用をはじめとした空き家の有効活用に向けて取り組みます。
- 独身男女の出会いの場を創出し、結婚支援を行うボランティア団体等と連携しながら、独身男女の結婚活動を促進します。

(3) 主要施策

① U・Iターン定住支援制度の充実

U・Iターン者向けの就労体験のインターンシップ事業メニューを充実し、都市圏の若い女性を中心とした受入支援に取り組みます。

特に、Iターン者には日頃のサポートが重要であることから、「(仮称)定住世話人」の設置や困り事などの声を聴く場を設けるなど、地域と行政等が協働したサポート体制の構築を進めます。

また、核家族化が進む一方で、子育て家庭と高齢者世帯などの家族のサポートによる就業支援に繋げるための多世代同居支援制度の実施に向けた検討を進めます。

〈主な事業・取り組み〉

- シングルペアレント受入事業
- ふるさと農業研修生育成事業
- はまだ暮らしインターンシップ事業
- U・Iターン者交流事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
U・Iターン者数の増加	平成26年度 34人	平成33年度 50人	各種支援制度を通じたU・Iターン者の数
U・Iターン者との意見交換会の開催回数の増加	平成26年度 1回	平成33年度 3回	意見交換会の年間開催回数

② 定住支援情報の受発信

本市や県・関係機関等のホームページ、SNSなどを活用し、魅力ある「はまだ暮らし」の情報提供に努めるとともに、都市圏で開催される「定住フェア」や各種相談会で定住支援情報を提供し、U・Iターン希望者のニーズの把握に努めます。

また、引き続き定住相談員による相談サービスの充実に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 定住フェアへの参加
- 定住相談員配置事業
- 定住情報の動画配信

目標	現状値	目標値	目標の説明
U・Iターン相談件数の増加	平成26年度	平成33年度	定住フェア、空き家バンク制度等を通じた年間相談件数
	255人	300人	

③ 空き家を有効活用した定住支援

地域や町内会、商店街等における空き家を活用した取り組みを支援し、U・Iターン者向けの住宅改修費用助成に取り組みます。

また、空き家バンク制度における空き家物件と利用希望者の登録件数の増加に向けた支援制度に取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 空き家バンク事業
- 学生シェアハウスの整備

目標	現状値	目標値	目標の説明
空き家バンク登録件数の増加	平成26年度	平成33年度	空き家バンクへの年間登録物件数
	13件	20件	

④ 結婚活動支援の充実

結婚相談や出会い事業などの結婚支援活動を行うNPO法人等の民間団体に対し、その活動支援を行うとともに、独身男女の出会いイベントを積極的に企画・開催し、独身者の結婚活動の支援に取り組みます。

また、「(仮称)縁結び相談員」の配置による縁結び支援の仕組みづくりを進め、多くの独身男女が結婚まで結び付くよう取り組みます。

〈主な事業・取り組み〉

- 男女の出会い創出事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
婚活イベント参加者数の増加	平成26年度	平成33年度	市主催又は助成団体が開催する婚活イベントの年間延べ参加者数
	162人	200人	

3 大学等高等教育機関と連携した地域づくり

(1) 現状と課題

- 本市では、島根県立大学浜田キャンパスの開学以来、「大学を核としたまちづくり」を重要施策として位置付け、大学・行政・地域住民の三者連携に取り組んでいます。
- 島根県立大学では、社会情勢の変化や地域ニーズに対応した大学改革に着手される一方、平成25年度から5年間、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of community)事業)」の採択を受けるなど、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指しています。
- 地域の再生・活性化という課題解決に向けて、今後も大学の知的資源を活用するとともに、若い学生の力を最大限引き出せるよう支援することが必要です。

(2) 基本方針

- 知的資源や多様な人材を持つ大学等高等教育機関と地域との連携によるまちづくりを推進します。

(3) 主要施策

① 大学等と市民との交流推進

島根県立大学及びリハビリテーションカレッジ島根の教員又は学生と連携して交流事業等を行う市民団体にその費用の一部を補助することにより、大学等高等教育機関で学ぶ学生の地域活動への参画を促し、地域との交流を深めます。

〈主な事業・取り組み〉

- 市民交流促進事業
- 小中学生学習支援事業
- 浜田広域子ども交流事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
市民交流促進事業実施件数の増加	平成26年度	平成33年度	大学等と市民団体とが実施する交流事業の6年間の合計件数
	6件	50件	

② 大学等の知的資源活用

県立大学の教授陣と産業振興や地域振興施策について共同研究を行い、より実効性の高い行政施策の展開を目指します。そのためにも、地域の課題解決に向けた新たな学部を増設いただくよう働きかけ、学生や研究者が本市に集まるよう市も一体となって大学の魅力化を図ります。

また、県立大学等の公開講座や特別講演会等への市民参加を促進するほか、島根大学、放送大学、県内高等教育機関との連携を深め、生涯学習機能としての活用を図ります。

〈主な事業・取り組み〉

- 県立大学との共同研究事業
- 大学等高等教育機関生涯教育促進事業
- 県立大学への学部増設要望

目標	現状値	目標値	目標の説明
県立大学との共同研究実施件数の増加	平成26年度	平成33年度	県立大学と浜田市が実施する共同研究の6年間の合計件数
	4件	24件	

③ 大学等の学生支援

市内の高等教育機関で学ぶ学生に、浜田市に親しみ・興味を持ってもらえるよう、また卒業後の定住に繋がるよう、市の魅力PRや学生主催行事への活動支援を行います。

〈主な事業・取り組み〉

- 大学等行事(学園祭等)への助成
- 新入生浜田探索ツアー事業
- 学生シェアハウスの整備

目標	現状値	目標値	目標の説明
新入生浜田探索ツアー参加者数の増加	平成26年度	平成33年度	大学等の新入生を対象に実施する浜田探索ツアー参加者の6年間合計人数
	38人	1,000人	

4 人権を尊重するまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 差別のない社会をつくる上で、「人権の尊重」は非常に重要な課題です。しかし、人権問題は、知的理解にとどまる傾向にあり、実践力が十分に身につけていない現状があります。
- 人権課題の中で、同和問題は解決の方向に進んでいるものの、依然として差別意識が根強く存在し、差別事象が後を絶たない状況にあります。また、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などをめぐっては、様々な人権問題やいじめ、虐待、インターネット等による誹謗中傷などの人権侵害が後を絶たない状況にあります。
- このため、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて、自分のみならず他人の人権も大切にする、お互いを尊重し合うという人権感覚を醸成する人権教育・啓発の推進がさらに求められています。

(2) 基本方針

- 誰もがお互いに認め合い、人権問題を正しく理解して認識を深めることで、社会全体の人権意識の高揚を図り、日常生活で人権尊重の意識を感覚として身につけ、行動できる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(3) 主要施策

① すべての人が大切にされる人権啓発の推進

人が輝き文化のかおる人権尊重のまちづくりに向けた理念を浸透させるため、「浜田市人権尊重都市宣言」を平成20年に制定しました。

人はお互いに、人間らしく生きたいという願いと幸せに生きる権利を持っています。

差別を憎み、許さない社会を構築していくためには、教育や啓発が最も重要であることから、地域や公民館、事業所等における人権啓発を推進し、すべての人が大切にされ、思いやりのある社会の実現を目指します。

〈主な事業・取り組み〉

- 人権尊重のまちづくり推進事業
- 人権啓発推進事業
- 同和教育推進事業

② 子どもの命と人権を守る活動の推進

一人ひとりの子どもたちが心身ともに健康で健やかに育つことは、私たちすべての願いです。

家庭や地域、各関係機関・団体等が一体となって子どもの生活にしっかりと目を向け、温かいかわりを深めていけるように、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、人を人として大切に育てる子どもの育成に取り組めます。

〈主な事業・取り組み〉

○人権教育推進事業

目標（①、②共通）	現状値	目標値	目標の説明
人権研修会等の開催回数の増加	平成26年度	平成33年度	地域や公民館における各種人権啓発に関する研修会の年間開催回数
	42回	64回	

5 男女共同参画社会の推進

(1) 現状と課題

- 女性の社会進出が進む中、法の下に男女の平等がうたわれていますが、家庭や地域社会において性別による固定的な役割分担や慣習は依然として存在しており、女性の社会参加を促す条件整備は立ち遅れているのが現状です。
- 女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、いきいきと暮らせる調和のとれた環境づくりが必要です。

(2) 基本方針

- 行動や慣習の中に根強く残る固定的な役割分担意識に気づき、克服していくため、男女共同参画社会を目指すための啓発活動や学習会に取り組みます。

(3) 主要施策

① 男女がともに参画する社会の実現

男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」に基づき、男女がお互いに対等なパートナーとして、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりのため、職場や地域をはじめとしたあらゆる分野における啓発活動を積極的に推進します。

〈主な事業・取り組み〉

- 男女共同参画推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
審議会等への女性参画率の増加	平成26年度	平成33年度	浜田市男女共同参画推進計画に掲げる審議会等への女性参画率
	25.2%	40.0%	